

令和5年

松 前 町 議 会

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和5年12月11日 開会

令和5年12月11日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

令和5年12月11日(月曜日) 第1号

○議事日程 -----	4 頁
○議事日程の追加 -----	4 頁
○会議に付した事件 -----	5 頁
○出席議員 -----	6 頁
○欠席議員 -----	6 頁
○出席説明員 -----	6 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	6 頁
○議長あいさつ -----	7 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	7 頁
○諸般の報告・議事日程 -----	7 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 -----	7 頁
○日程第2 議会運営委員会報告 -----	7 頁
○日程第3 会期の決定 -----	7 頁
○日程第4 行政報告 -----	8 頁
○日程第5 報告第8号 専決処分報告について -----	8 頁
○日程第6 報告第9号 専決処分報告について -----	8 頁
○日程第7 一般質問 -----	
8番 梶谷康介君 -----	9 頁
(1)石山町長の4選不出馬について	
(2)町立松前病院の移転新築計画の見直しについて	
<hr/>	
○日程第8 議案第76号 教育委員会委員の任命について(提案説明・質疑 ・討論・起立採決) -----	21 頁
○日程第9 議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定について(提案説明・質疑・討論・採決) -----	22 頁
○日程第10 議案第78号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改 正する条例制定について(提案説明・質疑・討論 ・採決) -----	24 頁
○日程第11 議案第71号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第5回)(提 案説明・質疑・討論・採決) -----	24 頁
○日程第12 議案第72号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第3回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	38 頁
○日程第13 議案第73号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 2回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	39 頁
○日程第14 議案第74号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第1回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	41 頁
○日程第15 議案第75号 令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第4回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	42 頁

○諸般の報告	-----	50頁
○議事日程の追加の議決	-----	50頁
○日程第16	議案第79号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 50頁
○日程第17	議案第80号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 51頁
○日程第18	議案第81号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制 定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 53頁
○日程第19	議案第82号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定につい て(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 53頁
○日程第20	議案第83号 松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例制定について(提案説明・質疑・ 討論・採決)	----- 55頁
○日程第21	議案第84号 松前町課設置条例の一部を改正する条例制定につ いて(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 56頁
○日程第22	議案第85号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例制定について(提案説明・質疑・討論・ 採決)	----- 58頁
○日程第23	議案第86号 松前町空家等の適正な管理に関する条例の一部を 改正する条例制定について(提案説明・質疑・討 論・採決)	----- 58頁
○日程第24	議案第87号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例制定について(提 案説明・質疑・討論・採決)	----- 59頁
○日程第25	議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結 について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 60頁
○日程第26	議案第89号 指定管理者の指定について(提案説明・質疑・討 論・採決)	----- 61頁
○日程第27	議案第90号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第6回)(提 案説明・質疑・討論・採決)	----- 62頁
○日程第28	発議案第4号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定 について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 64頁
○日程第29	意見書案第8号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める 意見書について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 65頁
○日程第30	所管事務視察調査報告について	----- 65頁
○日程第31	閉会中の所管事務調査の申し出について	----- 67頁
○日程第32	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	----- 67頁
○会期中閉会の議決	-----	67頁
○閉会宣告	-----	68頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
7 1	令和5年度松前町一般会計補正予算（第5回）	5.12.11	同 上
7 2	令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）	同 上	同 上
7 3	令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2回）	同 上	同 上
7 4	令和5年度松前町水道事業会計補正予算（第1回）	同 上	同 上
7 5	令和5年度松前町病院事業会計補正予算（第4回）	同 上	同 上
7 6	教育委員会委員の任命について	同 上	同 意
7 7	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	同 上	原案可決
7 8	松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
7 9	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
8 0	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
8 1	松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
8 2	松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
8 3	松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
8 4	松前町課設置条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上

議案番号	件名	議決月日	議決結果
85	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	5.12.11	原案可決
86	松前町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	同上	同上
87	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	同上	同上
88	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	同上	同上
89	指定管理者の指定について	同上	同上
90	令和5年度松前町一般会計補正予算(第6回)	同上	同上
報告8	専決処分報告について	同上	報告済
報告9	専決処分報告について	同上	同上

2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
発議案 4	松前町議会委員会条例の一部を改正する条例 制定について	5.12.11	原案可決
意見書案 11	刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求め る意見書について	同 上	同 上
	所管事務視察調査報告について	同 上	報告済
	閉会中の所管事務調査の申し出について	同 上	承認
	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	同 上	同 上

令和5年12月11日（月曜日）第1号

令和5年
松前町議会第4回定例会
令和5年12月11日（月曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 報告第8号 専決処分報告について
 - 日程第6 報告第9号 専決処分報告について
 - 日程第7 一般質問
 - 日程第8 議案第76号 教育委員会委員の任命について
 - 日程第9 議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 - 日程第10 議案第78号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第11 議案第71号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第5回)
 - 日程第12 議案第72号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
 - 日程第13 議案第73号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)
 - 日程第14 議案第74号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)
 - 日程第15 議案第75号 令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)
-

◎議事日程の追加

- 日程第16 議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第80号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第81号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第82号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第83号 松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第84号 松前町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第85号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第86号 松前町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第24 議案第87号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第25 議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

- 日程第 26 議案第 89 号 指定管理者の指定について
 - 日程第 27 議案第 90 号 令和 5 年度松前町一般会計補正予算(第 6 回)
 - 日程第 28 発議案第 4 号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 29 意見書案第 8 号 刑事訴訟法の再審規定(再審法) の改正を求める意見書について
 - 日程第 30 所管事務視察調査報告について
 - 日程第 31 閉会中の所管事務調査の申し出について
 - 日程第 32 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 8 号 専決処分報告について
- 日程第 6 報告第 9 号 専決処分報告について
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議案第 76 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 77 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議案第 78 号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 71 号 令和 5 年度松前町一般会計補正予算(第 5 回)
- 日程第 12 議案第 72 号 令和 5 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 13 議案第 73 号 令和 5 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 14 議案第 74 号 令和 5 年度松前町水道事業会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 15 議案第 75 号 令和 5 年度松前町病院事業会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 16 議案第 79 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 80 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 81 号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議案第 82 号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 20 議案第 83 号 松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 21 議案第 84 号 松前町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議案第 85 号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 23 議案第 86 号 松前町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第24 議案第87号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第25 議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第26 議案第89号 指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第90号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第6回)
- 日程第28 発議案第4号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第29 意見書案第8号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書について
- 日程第30 所管事務視察調査報告について
- 日程第31 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 日程第32 閉会中の正副議長、議員の出張承認について

◎出席議員(11名)

議長	11番	伊藤幸司君	副議長	10番	堺繁光君
	1番	齋木良太君		2番	勇谷鷹宇君
	3番	三浦昭雄君		4番	飯田幸仁君
	5番	沼山雄平君		6番	福原英夫君
	7番	近江武君		8番	梶谷康介君
	9番	斉藤勝君			

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町長	石山英雄君	総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長
政策財政課長	五十嵐愛之君	尾坂一範君
政策財政課参事	佐藤隆信君	税務課長兼会計管理者兼出納室長
保健福祉課長兼清部保育所長	堀川昭彦君	斉藤浩君
町民課長兼大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長	岩城広紀君	水産課長兼水産センター所長 渡辺孝行君
商工観光課長	田中建一君	農林畜産課長兼農業委員会事務局長兼肉牛改良センター所長 福井純一君
病院事務局長	白川義則君	建設水道課長 横山義和君
教育長	宮島武司君	学校教育課長兼学校給食センター所長
文化社会教育課長	高橋光二君	高橋潤一郎君
監査委員	藤崎秀人君	議会事務局長兼監査委員事務局長 鍋島孝明君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局主任	三上大輔君		

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和5年松前町議会第4回定例会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和5年松前町議会第4回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番近江武君、8番梶谷康介君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 12月7日、開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は本日から12月12日までの2日間と致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎行政報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、町長の行政報告を議題と致します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(石山英雄君) おはようございます。

令和5年松前町議会第4回定例会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

脱炭素化の取り組みについて。

松前町では、脱炭素化を進める意思表示として、令和5年第1回定例会における調整実行方針で、ゼロ・カーボンシティ表明をさせていただき、地球温暖化の防止と温室効果ガス(二酸化炭素)の排出抑制を図る、いわゆる2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボン・ニュートラル」の実現のため、町としての令和4年度において、総合計画の後期分に「再生可能エネルギーを活用した脱炭素のまちづくり推進」を新たに追加し、脱炭素ロードマップを作成するなど、将来の脱炭素化に向けた方向性を打ち出したところです。

本年8月に募集された環境省の第4回脱炭素先行地域計画提案においては、事前に町民説明会等も実施し、電気の地産地消を図る「RE100まつまえ」を主体に様々な取り組みをもって応募しましたが、もう一步届かず不採択となりました。第4回では12団体が選定され、延べ74団体の提案が採択されており、今後はかなり狭き門となりますが、次回のチャレンジに向けて検討を始めております。

また、去る11月13日には、町内において、松前沖洋上風力発電に係る法定協議会が道内5つの有望な区域の中で、松前町が一番に開催され、「持続可能な未来への恩恵」を踏まえて、漁業への影響や共生策、更には地域振興策の課題などを専門委員をはじめ、国の関係省庁や北海道を交えて、町とさくら漁協も構成員となり、促進区域の指定に向けた協議を実施してまいります。

紛争が多発し、世界情勢は混迷を極めており、日本における化石燃料の調達はますます厳しくなることが予想されます。脱炭素化は一つの転換期であり、再生可能エネルギーや水素などの新しいエネルギー政策が自給率の向上と脱炭素化を同時一体的に図れる政策として、持続可能なまちづくりに寄与するものであることから、本年4月から政策財政課内に置く、脱炭素再エネ推進係を来年1月1日付けで「脱炭素推進課」として新たに設置し、脱炭素再エネ政策を積極的に進めていく考えであります。

RE100まつまえの実現のため、再エネ電力を地産地消するための株式会社の設立も視野に入れながら、町ぐるみで脱炭素の理解を深め、省エネ・再エネ活用を加速し、再エネ資源を持つ強みを生かした持続可能な産業の構築と町民生活の安定のため、脱炭素化に対する議員並びに町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で行政報告済みと致します。

◎報告第8号 専決処分報告について

◎報告第9号 専決処分報告について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、報告第8号、専決処分報告について、日程第6、報告第9号、専決処分報告について、以上2件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今一括議題となりました報告第8号及び報告第9号の専決処分報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、既に議会の議決をいただいております令和5年度施工建石団地H棟及びI棟の整備工事(建築主体工事)の契約変更に係る議決の変更であります。

本工事につきましては、発注時点におきまして、次年度令和6年度に建設する予定の戸数と配置が決まっていなかったことから、外構工事を計上しておりませんでした。11月中旬に戸数と配置を決定し、外構工事の路盤工までを工事に追加するため設計の変更を行い、議会の議決をいただいております契約金額も変更する必要があることから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されております専決処分事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

始めに、報告第8号、専決処分報告について、その内容をご説明申し上げます。報告第8号のタブレット上の3ページの別紙をお開き願います。

専決処分書、議決の変更についてであります。令和5年6月6日議決されました、令和5年度施工建石団地H棟整備工事(建築主体工事)に係る契約の変更について、地方自治法180条第1項の規定により、令和5年11月28日に専決処分したものであります。

変更する内容は契約の金額で、変更前1億81万5千円に134万2千円を増額し、1億215万7千円に変更したものであります。なお、契約の変更は、令和5年11月30日に行い、工期につきましては現工期の令和5年11月30日までを、同年12月8日までに変更しております。

続きまして、報告第9号、専決処分報告について、その内容をご説明申し上げます。タブレット上の3ページの別紙をお開き願います。

専決処分書、議決の変更についてであります。令和5年6月6日議決されました、令和5年度施工建石団地I棟整備工事(建築主体工事)に係る契約の変更について、地方自治法180条第1項の規定により、令和5年11月28日に専決処分したものであります。

変更する内容は契約の金額で、変更前1億59万5千円に、128万7千円を増額し、1億188万2千円に変更したものであります。なお、契約の変更は、令和5年11月30日に行い、工期につきましては、現工期の令和5年11月30日までを同年12月8日までに変更しております。

以上が報告第8号及び報告第9号の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 以上をもって報告済と致します。

◎一般質問

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、一般質問を行います。

既に通告がありますので、通告順に発言を許します。

始めに8番梶谷康介君。

○8番(梶谷康介君) 皆さん、おはようございます。今日の私の一般質問は、町民の皆さんの声の中から意見の多かった2点を選んで一般質問させていただきます。

通告書にありますように、第1点目は、石山町長の4選不出馬についてと。それから、2点目は町立松前病院の移転新築計画の見直しについてであります。

始めに、石山町長残念ながら4選不出馬の引退声明があったわけでございます。今年は全国統一地方選挙の年でありました。松前町議会も全国とは時期的に少しずれましたけど

も、6月に行われました。その前後に町民の皆さんの声をいろいろ聞かせていただきました。その時に一番多い声は、町議会は今年はあるけども、来年町長の改選ですよと。松前町の町長はどうなるんだろうと、そんなお話がありました。

私も考え方を問われましたので、石山町長は非常に体調も優れておるようだし、また、松前町の問題、課題に対して積極的に取り組んで、ものによっては道筋を付け、ものによっては新しい計画を立てている、非常に意気盛んだと、当然4選も松前町を引っ張ってってくれるだろう。これは、あくまでも私の見解で町民の皆さんに申し上げてきたところでございます。

それが、9月の第3回定例会において、突然石山町長から4選は私考えてないと。理由は自分の体力、気力の衰えだというお話でありました。それはそれとして、町長個人の考え方ですから、私はびっくりはしましたけれども、そういう現実なんだと受けざるを得ない。

そこで、町長がそういう気持ちを表明していた時に、報道機関に対して自分の考えを述べている中身を聞かせてもらったら、前段で言いましたとおり、原因は体力、気力の限界だと。しかし、いろいろな問題、課題に対しての道筋はつけました。後は、その計画、次政策を少しでも前へ導いてくれる人材に町政を担っていただきたい、そういう考え方を述べました。

びっくりしたのは、後継者は全く考えていないと。普通であれば、自分が立てた計画、あるいは付けた道筋があるならば、それを前に進めていただきたいと町長が言ってるんだから、そういう形は当然あって然るべきじゃないのかなと。それが全く考えていないというのは、町長どこにそういう、何て言うかね、考え方がね、何を考えてそうおっしゃっているのか。まず、そこからお聞かせいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 梶谷議員から4選不出馬の、9月定例会でのやりとりにつきましていろいろご質問いただきました。

その中で、後継者を指名しないのは、その理由はというふうなお尋ねだというふうに思っております。今質問あったとおりでございまして、私の体力、気力、3期12年町長の仕事をするによりまして、大変衰えてきていることを実感していることは事実であります。そういう中で、町民の皆さんと一緒に作りあげてきました総合計画、更には松前町のDX推進計画などなど、将来の松前町の進む方向につきまして、ある一定の計画の策定をこの3月にさせていただいたところでもあります。そういうふうなところ、全体的に、総合的に判断した場合には、きちんと私が退任する後でも、その計画によって、そのルールをですね、松前町の進むルールをきちんと進めていただける後継者の町長を選んでほしいというふうな思いは、当然あるものであります。

しかしながら、まず、後継者を指名しない理由につきましては、指名することによりましてしごらみが出てくる要素は充分考えられるんだというふうに思っております。そういう思いで後継者の指名はしないし、9月の段階で立起表明している人もおりませんでしたので、後継者の指名はしないというふうな主義で通させていただいたところでもあります。

いずれに致しましても、きちんと松前の将来、進む方向が見えてきておりますので、先ほども申しましたけど、松前町を持続可能な町にするために、そのルールをきちんと進んでいただける後継者の町長を、町民の皆さんが選んでいただければなというふうな思いでいたところでもありますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) そういうお考えでしたか。

町長は、失礼な言い方になるかもしれませんが、一人でなれないんですよ。多くの人の理解と協力、そして支えがあってはじめて町長になる、させてもらえる。そういうことから考えればね、自分の進退を決断する時に、全くそういう人方を無視するわけに私は行かないと思うんです。

言葉を聞いている限りでは、ざっくばらんに言うとね、例えば後援会だとか、主なる相談者だとか、そういう方に特別相談されて、この松前3期12年間町長をやらせてもらったけれども、こういう理由で引退したいという相談はされましたか。それとも、全く自分で判断されての結論でございましたか。お知らせ願います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 4選不出馬にあたりまして、後援会の皆さんに話をされたかというふうなお尋ねでございます。後援会の皆様には、幹部の皆様には私の思い、12年間町政を執行してきた思いを伝えさせていただきました。

その中で、町長がそういう判断するのであれば、やむを得ないというふうな後援会の判断をいただきまして、そして定例会で退任する旨の発言をさせていただいたところであります。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 当然のお話だと思います。

後継者をあえて指名しない理由も述べていただきました。それから、引退についてはそれなりの立場の人方に相談をされました。結果として引退表明されましたけれども、この後継者に、いわゆる石山町長の町政を今後どうしたらいいのかなという話は、そういう相談の中では出なかったのか。全く、町長がおっしゃるように、自分が付けた道筋、更には計画を前に進めてもらえるような人を選ぶのが当然でないのかという話になりませんか。

なぜならばね、町長は執行権を持ってますよね。ですから、次を担われる町長が、本当に石山町政をそのまま引き継いでくれるという保証はどこにもないわけだ。場合によっては、せっかく取り組んでる計画もおじゃんになってしまう、途切れてしまう、もう一回新しい町長の考えの下に、まちづくりってのは進められる。原則的にはね、町の総合計画がきちっとありますから、それを基にしながらまちづくりは進められるわけですけども、今言いましたように、町長ってのは自分がやろうと思うことができるわけさ。やらないと思えばそれもできない、可能だと、そういう情勢ですからね、やはりその辺は町長いかがお考えですかね。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 先ほども答弁しましたけども、私も3回の選挙をくぐり抜けてきました。選挙になりますと、やっぱりしがらみがいっぱい発生してくるんであります。ですから、私が後継者を指名することによって、いいしがらみがあるかもしれませんが、悪いしがらみも発生するかもしれません。しかし、後継者指名しないことによりまして、そのしがらみが少しでもなくなるというふうな思いなんです。そのことをぜひご理解していただきたいと思います。

結果として、私の道筋がつくらせていただきました。総合計画を始め、諸々の今DXだと、いろいろな計画を町民の総意で策定されておりますので、ぜひその町政を引き継いでいただける、そんな町長を町民の皆さんが選んでほしいというふうな思いでありますので、そのところをご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 一番心配するのはね、3期12年のあなたのキャリアがもったいないんですよ。せっかく3期12年間やって、例えば渡島の町村会長だとか、その他いろいろな、例えば北海道医療対策協議会のメンバーにもなってます。しかも、医師確保分科会の委員でしょ。そういう諸々の要職がね、これからの町政に生かしていただきたいから、非常にもったいないって言うか、そういう言い方、いいのかどうかわかりませんがね、惜しいんですよ、もっと頑張っていたら良かったと。それ私の気持ちですから、これはまたいかんともしようがありません。

町長、次の町政を担う方がどなたになるか、私はわかりません。当然引き継ぎありますよね、次の町長に。自分はこういうことをやってきた、これを進めたい、だからこうだというように、現状はこうですからなんとかって引き継ぎされるわけですけども、その中でね、本当に大事な、自分が進めてきたまちづくりの中での重要政策ってのは何なのか。

まあ引き継いだから、それが全てそのまま継続されるとは、私は考えておりません。ですが、あなたが次の町長に託す政策っていう、大事な政策は何なのか。

私、自分なりに今のね、重要政策は箇条書きに4点ばかり挙げてあります。町長その他にも、もっともっと大事な政策がある、こういうことだというものがあるんでしたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 通告をいただいております4点の他に、町長として重要政策は何かというふうなお尋ねかというふうに思っております。まず基幹産業だろうというふうに思っております。漁業と観光の現状を踏まえながら、この先松前町がどの方向に進むべきってというのが1点であります。

それから、役場も相当古くなっておりますし、松前城の建て替えにつきましても、いろいろ文化庁と協議をしながら進めてきていることにつきましても、これも大変な課題だというふうに思っております。まだまだありますけども、今日はぜひこの4点に絞って質問していただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 通告書に書いてあります私の考え方で、4点ばかり挙げさせていただきましたけれども、1点目のいわゆる国道228号線が80ミリの雨量がある場合に通行が遮断されると、陸の孤島になってしまうと。そういう状況下、あるいは救急医療、産業振興、いろいろな面から考えると、そういう状況を回避するために、1日も早くこの228号線の改良っていうものを考えられておりました。しかし、なかなか前へ進まない。松前半島道路も立ち上げてから30年以上も経ちますよ。それでもこういう形しかできないと。

幸い町長の頑張りによってね、このいわゆる防災対策事業という形で松前白神と福島の間を、そういう考え方でね、防災がらみの特殊事業という形で位置付けされました。

おそらく、これはまだ予算化は、総事業費は大体280億です、約300億ってね、10年間という事業が。そういう位置付けをされたから、これは私は進めてもらえると思います、次の町長にもね。

それから、2点目のね、町立松前病院。これは別個一般質問で通告しておりますから、具体的な中身はお話させていただきますけれども、現実的には今予定される候補の方でも、この病院の中身は見直しして、松前にあった病院計画をつくって進めていきたいというよ

うな話してますけれども、残念ながらこれは町長も、話飛び飛びになりますけれどもね、3選目当選された時、重大、三大事業として挙げてんですよ、町立松前病院ね。何としてもこの3期、任期中には方向付けをします。

しかし、残念ながら現状は全く、私に言わせれば白紙に戻ってしまったと、そういうふうには受け止めてる。これは、次の質問で詳しい話はさせていただきます。

それから、洋上風力発電事業に対してもね、おそらく有望区域に指定されたことによって、あとは次の段階に進む、いわゆる促進区域の指定に持って行く。これも私は町の状況だとか、いろんなことを考えれば、次の町長も私は取り組んでもらえるんでないかと。これは自分の都合のいい解釈なんですけどね、希望的観測って言いますかね。

それから4番目のね、脱炭素社会の実現、これに関しては私は非常に疑問を持ってる、疑問を持ってるのは、松前町にとって大事な事業だというふうに認識はしてますよ。してはくれますけれども、この事業を次の町長があなたの志を前へ進めて行けるような人材がそこに現れれば、可能性はあるかもしれませんが、まだ環境省の事業の中に、いわゆる100団体の中に採択してもらえないんですよ。76まで決まりましたか、あと20、逆かな、74かな、残り26ですね。その中にも可能性を求めて挑戦するような状態の中ですから、これは私は非常に次の町長、町を担われる町長において進めて行けるかどうかというの、疑問に思ってるんですけど、病院の話は別にしてね、この3点に対して、町長どうお考えですか。お尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) お尋ねの、3点につきましての町長の考え方というふうなお尋ねでございます。まず、1点目の白神国道228号線の防災対策事業でございます。今議員からご指摘あったように、長年の課題でありました白神と福島町松浦間の通行止め解消のために、今年度白神防災が正しく事業化されました。長い時間かかりましたけども、10ヶ年計画、道路の延長が7.4キロ、総事業費が約300億とありますが、原価の物価の高騰から見ますと、そのまま続くと当然300億でできるような仕事ではない、400億以上かかるだろうというふうな、国の担当者もおっしゃっておりました。

この間、福島町の鳴海町長と毎年のように国土交通省、それから財務省に要請活動をしてきたところであります。町民の皆さんの安心安全を確保しながら、緊急、輸送、交通に影響を及ぼすことがないように、早期の完成に向け、福島町の協力もいただきながら、進めてきているところでありますし、これからも進めて行くことが肝要だというふうに思っております。

令和6年度の概算要求、この時期も終わってますが、11月の16日と11月の17日に中央要請活動をさせていただきました。国土交通省の道路局、更には国土交通省の北海道局、更には財務省の主計官にお会い致しまして、1年でも2年早期に完成させていただけるように、お願いをしてきているところであります。

そして、梶谷議員お尋ねの半島道路、これは木古内までの高速化であります、その道路に早く取り付けれるような、そんな整備をしていくことは、これからも必要だというふうに思っております。ぜひ、続けていただきたい、要請活動は毎年のように行っていただきたいというふうに思っております。

それから、洋上風力であります。行政報告でも申し上げましたが、1回目の法定協議会の中でも座長さんからは、北海道で最初の協議会、正にキックオフだというふうなご発言をいただきまして、我々の熱心な意見をぜひ松前モデルとして、北海道は松前にならえということで、先進的な地域にしたいというふうな座長からのコメントをいただいております。

す。本当に促進区域になれるように、期待をしているところであります。

それから、脱炭素化であります。これは、今回松前町採択漏れました。先週、国会議員の参議院議員であります長谷川岳先生の議員会館お邪魔させていただきました。いろいろなぜ、どこの部分が松前町が欠けているのかというふうなことの情報をいただきたくて、お邪魔をさせていただいたところであります。

その中で、何点か指摘をされておりますので、全体的な評価はかなり高かったように聞いておりますけども、ちょっと詰め甘い部分があったかのように聞こえて、聞いてきましたので、そこを重点的に対策を講じながら進めていく、その方向で進めていきたいというふうに思っております。

第5回目の募集が、ちょっと国の方も一回ストップさせたいというふうな思いがあるようでありまして、2月に第5回目を予定してましたけども、ちょっと時間をずらして来年の7月頃までに、その時期を第5回目の募集をしたいというふうな考え方になっておりますので、その間、少し時間をいただきましたので、じっくり時間をかけて対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

この脱炭素化につきましては、本当に国からの交付金をいただきながら、有効にまちづくりに利用していける要素は充分ありますので、職員共々、職員の皆さんにも一緒に、その方向で進んでいただけるように、頑張ってもらいたいなというふうに思っているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 4番目のね、脱炭素社会の実現のための努力、今の環境省の需要に、いわゆる100団体の中に含めてもらうような努力、それは私も説明をいただいておりますから、重々わかりますけれども、今の2回ですか、応募して2回不採択になったと。町長のお話によりますと、松前の計画の不十分な部分ってのは見えてきてるわけだ。

ですから、それはある程度精査して、この第5回の応募で採択になるか、駄目になるかっていうのは、これやってみなければわかりませんが、はっきり言いまして、今までの過程から思いますとね、例え不採択になっても、この事業は進めるんだという考え方、確か町長おっしゃっていたと思うんですけども、それには財源の面で大変な違いが出てると。まして今の病院の計画の見直しも、そこに大きな原因があるんですから、大変な事業なんですよ、これは。

ですから、逆に言うとね、新しい町長になられる方がそういう面を考えると、この事業は非常に私疑問視してるわけ。行政報告にありました、それを進めるために体制を充実して、今まで係であったものを課に昇進された、昇格するって言いますかね、そういう形にするっていうのは、本当に重大な決意をされて体制づくりはしておりますけれども、現在の石山町長がそのまま進めて行けるのであれば可能性はあると思いますけれども、次の人に託すにはあまりにも荷が重い政策だと、私は見てんですよ。

ましてね、病院計画の見直しと、町全体の財政を考えれば、更に国の事業の不採択になっても進めるっていう要素は町長、あるんですか、可能性は、どう見えますか。引退される町長にこういう質問はどうかと思いますけども、可能性としてありますか。どうですか、考え方として。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 採択の可能性っていうふうな捉え方でよろしいでしょうか。私なりに2回トライをさせていただきました。本当に総合的な評価は良かったんであります。ですけども、例えば、先ほどももうしましたけども、2点ほど今回こういうふうにしたらど

うですかというふうな提案されました。それは、例えば課を今新設しました、けれども新しい会社を立ち上げなきゃならない、その部分も少し表現がインパクトが弱かったというふうな受け方をされたような部分もありますので、来年新会社を、地域電力会社を立ち上げるんだというふうな気運も必要だというふうなご指摘もいただいておりますので、その体制、準備はしてまいりたいというふうに思っておりますし、取り組めないような状況は全くあり得ないというふうに思っております。

きちんと取り組むというふうに思っておりますので、ぜひ採択されるように願いながら進めていきたいというふうに思っておりますし、ここの部分は、将来の町の財政運営に大きな影響ありますので、きちんと次の町長になる方にご説明を、引き継ぎさせていただきまして、ぜひ7月頃にはいい結果が出せるような、そんな体制で、強い思いで任期の4月10日まで頑張っていくというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

可能性は充分あるという認識は、今回東京に行きまして、そういう思いをさせてきて帰ってきたところであります。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 今心配、私が心配されている部分は、場合によっては杞憂に終わるかもしれません。採択していただいて、町がまるっきり負担しなくてもその事業が前へ進む可能性って言うか、そういうものは私期待しております。

現在の計画の不足分をどういう形で計画を練り直して、採択にしてもらえる方向に進むって言うのは、これは期待をして待つしかないかなと、このように思います。

いろいろと突き詰めた話したいんですけども、本当に町長、私残念ですよ、あなたの3期12年のキャリアがね。これだけ問題、課題を抱えている松前、その時点で引退されるってのね。でも、決断されてきたことですから、それはそれとして受け止めたいと思っております。

時間もありますから、次の質問に移らしていただきます。

町立松前病院の移転新築計画の見直しについてでございますけれどもね、町長が初めて当選されて、松前町長に就任された時から抱えている、喫緊課題と言われている大事業なんです。

私も随分この病院には、町長と共にね、町民の中に溶け込んでお話を聞かせていただいたり、あるいは町の実情を理解してもらおうような行動は共にとらせていただいた時期がありました。もちろん大きな期待を持ちながら、今まで取り組んで、あなたの12年の町長時代にね、私が病院に関する一般質問は7回しております。ようやく、この3期目に入ってから、三大課題の一つだと言って基本構想が私どもの前に出していただきました。何回か特別委員会をね、繰り返してこれからって時に、いやあ、ととてもとてもお金の面考えるとこのまま進めるわけにいかないと。立ち止まって見直しをさせてくれと、こういう形になったんですよ。

でね、私この財政の面から考えますと、前の質問でも言いましたように、脱炭素社会を築くためのRE100まつまへの事業だって、これは大きな財源を必要としますよね。そういうことも合わせて今の町立松前病院の新しい構想は考えておりますか。その事業は、全く別ってわけにいかないでしょう、松前全体考えればね。RE100まつまへの構想は構想ですよ、病院は病院ですよっていうわけにいかないから、全体から考えるともっとも町財政のひっ迫するのは考えられる中で。

まず1点目のね、この町財政の見直しっていう面は、今のあなたがつくられた計画を進

めるためのものを含めて、更には将来の松前町のまちづくりのために必要な事業を含めて、当然財源、財政の見直しをされていると思いますけれども、今病院に指示されているね、新しい構想の見直し、どういう形でされております、特に財政という面から説明いただければなと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 松前病院の財政の、将来の財政の見直しというふうなお尋ねでございます。前段、今までの経緯につきまして、更には特別委員会、調査特別委員会での議論のご指摘もございました。率直に言いまして、病院の建設、喫緊の課題として取り組んできましたけれども、思うように進んでいないのが現状であります。正しく議員ご指摘のとおりであります。この間、新型コロナウイルスの感染症などなど、病院も大変な対応を求められてきていたところでもあります。

基本構想案が策定されまして、町民からのパブリックコメントをもらう状況になっていた時に、いろいろ今梶谷議員のご指摘のように、役場内に設置されました新病院建設検討委員会でのいろいろ協議を重ねてきたところでもあります。その検討委員会の議論を、経過を報告受けた状況は前段の特別委員会でも話をさせていただいたところでありまして、正しく議員の指摘のとおりだというふうに思っております。大きな事業費を抱える病院の改築であります、一旦立ち止まってきちんと町の体力を確認し合う、そして町民の皆さんに説明して、そして北海道にも説明しながら、総務省に向かって行くと、ヒアリングに進めて行くというふうな道筋をつけるために、今回は一旦立ち止まるというふうな方向を選択させていただいたところでもあります。

町の財政の見直しというふうなことであります。病院の建設は事業費の、議員よくご承知だと思います。事業費の2分の1を病院事業においては病院事業債という起債を発行していただいて、そして残りの2分の1は一般会計が過疎債、過疎対策事業債、更には補助金として病院事業に補助し、その元利償還金は一般会計が償還することというふうなルールになっております。

また、操出基準におきましても、病院事業で償還する元利償還金の2分の1も一般会計で負担することになっていることから、建設費に係る一般会計、病院会計の償還総額の4分の3が一般会計から負担となるところであります。厳しい財政運営が想定されるところでありまして、一般会計の更なる財政の健全化が必要と判断をしたところであります。

今後におきましても、財政の見直し、いろいろ曲折あると思いますが、適切に現状を把握しながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時08分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 町長、ざっくばらんに言いますけどね、総事業費、当然見直しするでしょう。例えば町の財政状況がこうだから、55億かかる予定だけれども、40億にまとめようみたいな指示をされてますか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 事業費の圧縮につきましては、特に指示はしてございませんが、検

討委員会の中で、やっぱり病院の内部の検討の中でもそういう状況であれば、少し我慢しなけりゃならない部分も出てきますかねというふうな雰囲気はあるようでありまして、検討委員会の中でも状況によりましては事業費の縮小も考えるという必要はあるだろうというふうな報告は、委員会の方からも受けているところでありまして、特に私の方からは指示はしているところではございません。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 財政面からのね、お話は説明いただいたとおりだと理解します。

2番目のね、病院の健全経営化っていうのは非常に問題っていうか、課題は大きいわけですね。ざっくりばらんに言うと、この地域の自治体病院の宿命としてね、不採算部門だから、例えば耳鼻咽喉科だとか、眼科だとか、採算に合わない診療科ありますよね。そういうところを切り捨てるってわけにいかないんですよ、非常に悲しい、つらいとこなんですけど。

ですから、そういう状況踏まえながらね、この経営健全化考えた時に、何が考えられますか。これは、こういう面から新しい計画は考えなさいとか検討しなさいとかっていう町長の指示はありますか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 病院の山本管理者、更には八木田病院長、この4月から包括ケア病床も進めたり、病院の経営に係るいろいろ工夫をされてきているところでありまして、いろんな財政のことを考えながら現場も動いていることを、ぜひご理解していただきたいというふうに思っております。

今般、改築にあたりまして、検討委員会からの意見をもらいながら、そして先ほども申しましたけど、一旦立ち止まるんだと。

病院の健全経営に向けましては、現場もいろいろ工夫していることはご理解いただきたいというふうに思っております。そういう中で、今回改築にあたって一旦立ち止まる、病院の経営もそうですし、町の全体の町長部局の、財政の将来推計をきちんと把握して、そして町民に説明して、そして北海道、そして総務省、いうふうな段階を乗り切れる体制を今正しくつくろうとして、今回一旦立ち止まることをご了承していただいたものであります。

そのために、今回補正予算で、病院の補正予算でも提案しておりますが、経営改善支援コンサルティング業務委託料を今回の定例会に、第4回補正予算案として、債務負担行為として提出しているところでありまして。正しく、病院の現状の経営改善、どこまでやれるのかというふうなところの分析を、コンサルティングしたいなというふうに思っておりますので、その現実をご理解いただきたいというふうに思っております。

人口減少、医療環境がいろいろ変化する中で、やっぱり将来を見据えた病院の経営の健全化、正しく今この時期にやるべきだというふうな判断で、今回一時、一旦立ち止まって状況を確認して、新たな体制づくりで次のステップに進んでいきたいというふうな判断でありますので、ご理解していただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 町長、公立病院の宿命としてね、簡単に医療収支バランスってのはとれないですよ。結局医業外収益どう確保するかっていうことに、私は尽きるんでないのかなっていう見方してます。

かつて平成20年から30年まで、11年間黒字決算してんですよ、驚異的な数字なんですけどね。そういうことがあったから、今日の病院があるということを考えればね、こ

の時期がなぜ黒字になったのかという、その分析もされる必要があるんでないのかなと。簡単に私は収支バランスは望めないと思うけれども、少なくとも圧縮するのは、そこにヒントがあるんでないのかなというふうに考えます。

今の質問の健全化は、そういうことで検討委員会でも当然ご審議されてると思いますんでね、その中身は待ちたいと思います。場所の問題なんですよ、町長。特別委員会でもこの場所を決定するのに随分時間を食いました。委員会で場所の決定権はないんですよ、残念ながらないです。だから執行者側でいろいろ検討しました、こういう場所に決めさせていただきます、決めましたというような形がないとね、また同じ繰り返ししますから、この場所の、建設位置の見直しってのは現在されてますか。あれだけ時間かけてね、建石っていう方向付けをして、今こういう状況、これは見直しだから、ご破算にして見直しだから、私はあってしかるべきかなと思いますけども、町長その辺はどういうご指示されてますか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 梶谷議員ご指摘のように、公立病院の自治体病院の経営は、やっぱり環境が良くない状況は、梶谷議員も充分承知してると思います。不採算地区病院というふうなことで、いろんな財政支援も受けておりますし、だからといって経営が厳しいから医療を切り捨てる、例えば耳鼻咽喉科を辞めるとか、そういうことはできないんですよ。ですから、きちんと守りながら、この病院を守って行くかというふうなところになるんだなあというふうに思っているところであります。

本当に、建設位置につきましては、病院の、一旦今立ち止まりました。しっかりと病院の経営を分析しながら、更には将来の町の財政推計について、今一度見直す時期だというふうな判断をさせていただきました。その中で、今特に検討委員会の中でも病院の建てる場所はっていうふうな議論は、現在しておりません。町長と致しましては、今大事なものはきちんと経営、財政推計を見据えながら、病院の経営の改善計画、更には町の財政の推計をしっかりと見極める時期だというふうに思っております。場所の変更につきましては、病院のこれから規模によりましては、場所を変えない選択肢もあるというふうに私は思っているところでありまして、その思いは次の町長になる方に、いろいろ検討されるんだろうけども、私の思いはきちんと場所を変える選択肢もあるよというふうな話は、させていただきたいなと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 限られた時間ですから、進めて行きたいと思えます。本当に慎重に検討されて、新しい計画を提出される場合、審議の進行、効率的なためにはきちっと場所を決めてね、こういう形っていうものは出していただきたいなと。これは希望でございます。

三つ目の質問なんですけども、町長は時々松前町に相応しい病院という言葉使います。私もそういう表現をすることがあります。この6千人を割ろうとする松前の人口、あるいは産業の状況、そういうものを踏まえて、これからおそらく30年先を見据えた病院の建設になると思います。そういう中で、松前町に相応しいってことはどういうことなのか。基本的に町長はどうお考えですか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 松前町に相応しい病院とは、というふうなお尋ねでございます。議員ご承知のように人口減少、少子高齢化、更には医療環境の日々の変化などをしっかりと見極めながら、中長期的視点に立ちながら、地域住民の命と健康を預かる自治体病院とし

ての使命を有するだけでなく、松前病院特有のへき地医療拠点病院、更には地域医療研修病院としての役割を果たす病院として、安定的、かつ持続的な医療の提供を行わなければならない病院でなければ駄目だというふうに考えているところであります。

その病院、相応しい病院のためには、まず医療、医師はじめ医療スタッフの皆さんの働きやすい環境づくりの提供が、町長の最大の責務だというふうに思っておりますので、その環境づくりが必要だというふうなことも、次の町長になられる方に、しっかりと引き継ぎをさせていただきたいというふうに思っております。

簡単、極論って言いますか、私個人の思いであります。人口減っている中で、本当に身の丈にあった病院が松前の持続可能な町にするために、やっぱり我慢するところは我慢していただくというふうな思いも、絶対そういう判断も必要なる時期が来るんだというふうに思っておりますので、みんなで身の丈にあった病院は、どういう病院なのかというふうな議論を進めてきていただければよろしいかなというふうに思っておりますし、しっかりと、その部分も新しい町長になる方に引き継ぎをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 町長、この身の丈にあったっていう表現はね、非常に言葉としてね、わかるんですけども、それが何なんだっていうことになると、これ難しいよね。

私はね、松前町に相応しい病院、私ですよ、それは、やっぱり地域の医療を支える病院としては、いわゆるプライマリーケアをその重点にして、そして高度な、重篤な患者さんは専門性の高い、2次、3次医療にお願いするって、今のこの松前の病院の姿ってのは当然だっというふうな受け止めてんですよ。

ただね、そこに何て言うか心配な面があるのは、町民の声だとか、先日もモニターさんといろいろと意見交換した時にも言われましたけどもね、やっぱり今の松前町の医療機器がね、あまり充実されていないんでないかと。こういうようにプライマリーケアを完全にやるためには、はっきり言って松前病院できちっとした診断結果をされて、だからこういう2次、3次医療にお願いするっていう形ができること望んでんですよ。今のCTで対応してる部分も、私医学のことはよくわかりませんがね、例えばモニターさんも言っていました、MRI施設でも松前町で導入してね、更なる医療の深度を上げていただくということがね、新しい病院をつくる段階では、絶対やってもらわなければいけないんでないのかな。ここで手術するとか何とかっていうことは、スタッフだとかね、いろんな設備だとか考えれば無理ですよ。

ただ、私八木田先生に大腸のポリープ取ってもらったんですけど、その程度のね、対応は私はやってもらえていいんでないのかなと。それ以上の高度な、重篤な患者さんに対しては、今言うように、きちっと的確なる診断をしてもらえる体制をつくってもらってという形がどうしても、今身の丈にあったってということとどうマッチングするかわかりませんがね、少なくとも町民の願いはMRIの施設ぐらひは松前町で設備してね、これは地域の命と健康を守っていただきたいって声もあるんですよ。

どうですか、この新しい病院建設費用だとか、事業費だとかいろいろ検討する場合にはね、医療器具まで、施設まで検討されての委員会ですかね、そういう話は出ませんか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 現在の病院の医療機器につきましては、本当に老朽化しているものがございます。ご指摘のとおりでありますし、一方では充実されている、新しい医療機器も導入されていることもぜひご理解していただきたいなというふうに思っております。

病院の改築にあたりましての医療機器の入れ替え等につきましての議論っていうのはどうなのかというふうなお尋ねだというふうに思いますが、まず現状は、今の医療機器で移動して使えるものは使うっていうことが1点です。それから、いよいよ老朽化して新しいのに切り替えてほしい部分があれば、それは新しくしていかなければならないというふうに思っておりますので、いろんな議論もしてきましたし、これからもその議論は必要なんだと思います。MRIのご指摘もございましたけど、本当に町民の皆さんが安心して検診受けられるような病院が、正しく理想の相応しい病院だというふうに私も認識しておりますので、いろんな医療機器につきましても、病院の改築と合わせて議論していくべきだというふうに思っているところであります。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) わかりやすい例を、私事でお話しながら町長の考えを聞かせてもらいたいと思うんですけどね。うちの家内が特定健診で引っかかったんですよ、精密検査を要すると。それ以外に何もありませんね。そして、小笠原先生に診てもらった。これは捨て置けないっていうことで、すぐ2次医療、3次医療の方向に搬送されました。最初に行ったところが市立医師会病院だったんですよ、そこでも検査してもらいました。しかし、そこでもよくわからないと、もっと精密に検査しなければ。

結果的に市立函館病院に行って、病名は言いませんけれども、これは大変な手術になりますよと、札幌に行かなければいけないかなっていう時に、たまたまそこにいい先生がいたんですね。その先生が、いや、僕が手術しましょうと、わざわざ札幌まで行かなくても10時間の手術ですよ。そして、結果的にもう6年になりますか、後遺症も出ないでねいますけども。そういう次から次へと行かなければいけない形はね、町民が誰も望んでいません。できるならば松前病院できっちりとした診断をしていただいて、即重篤なる、あるいは高度な医療技術が必要な病院にやってもらえるって姿が、松前病院にとっては、正に地域に相応しい病院だというふうに、私は理解してるんですけどね。町長、こんな話聞いていかがお考えですか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 本当に重篤な患者さんを、早い医療判断におきまして、高度医療圏に送るというふうな病院が必要だというふうに思っております。日々、医療スタッフの皆さんもそんな思いで取り組んでいるというふうに思っておりますので、理想とする病院のためには、先ほど申しましたけども、町民の皆さんが安心して受診できるような医療環境を、我々が提供してやるというふうなことだと思いますので、ご理解していただきたいというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) これは、町民の願いの代弁として言わせていただきますけどもね、やっぱり新しい病院には、MRI級の医療施設はぜひ設置していただきたいと、そう思います。

一番最初に通告した、この見直しのね、これからの松前病院はこうだっていう、いわゆる残任期間、令和6年4月10日までに、この方向性を示していただけるんでしょうか。お尋ねします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 残任期間中に、病院の方向性を示すことができるのかというふうなお尋ねでございます。先ほども申しましたけども、今議会、定例会に経営改善支援コンサルティング業務委託料を、債務負担行為で提案をさせていただいております。

いろいろコンサルティングの時期の関係もあります、予算議決いただければ、すぐにでも作業にかかりたいなというふうに思っておりますが、時間も要するというふうに言われております。ですから、残念ながら、4月の、令和6年の4月10日までにはその辺の方向性が示せるかどうかというふうなお尋ねに対しまして、ちょっと時間を要するというふうなことをぜひご理解していただきたいというふうに思っております。

いずれに致しましても、町全体の財政の体力をしっかりとしたものをつかんで、町民の皆さんに説明していくことが肝要だというふうに判断をさせていただきました。今一度見直す時間をいただければなというふうに思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 町長、報道機関に対してね、こういう方向付けができましたと、何点かこう挙げて、だから肩の荷が下りましたという表現されてます。病院残して肩の荷下りませんでしょう、私はそう思いますよ。現時点でね、まだ新しい構想づくりをするためのコンサルへの発注はされてないでしょう、コンサル先も決まってないでしょ。その目途はどうですか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) コンサル、成果品の受領するまでの目途というふうなお尋ねだというふうに思います。1年はかかるだろうというふうな事務方からの説明は頂戴しております。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 見直しすることによって、最終的に当初予定した令和10年度の開設予定は延びますよね。どの辺まで延びる考え方ですか、見直しはあります。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 見直しであります。先ほども申しましたけども、コンサルティングの成果品を受領してから、いろいろ町の、病院の経営ばかりでなくて、町の方の体制、体力もありますので、その辺の兼ね合いを見極めて、次のタイムスケジュールは決まっております。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 非常に2点とも町長に対して、場合によっては失礼なこと申し上げたかもしれません。3期12年、激務に対応されてきた努力に対しては感謝申し上げます、敬意も表します。

これ、時間は、町長の残任期間は少ないですけども、いい形で次の町長に引き継いでいただく準備をきちんとしていただきたいなど。願わくば、気持ちをひるがえしてもう一回4期目やるみたいな形にはならないですかね。

本当に12年間頑張ってきたことに対して、敬意を表しながら、そして感謝をしながら言いたいことを言わせていただきましたけども、ありがとうございました。終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で通告のあった一般質問を終わります。

◎議案第76号 教育委員会委員の任命について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第76号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(石山英雄君) ただ今議題となりました、議案第76号、教育委員会委員の任命につきまして、ご説明申し上げます。

教育委員会委員木田雅仁氏は、令和5年12月25日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

木田氏の委員歴につきましては、平成30年4月1日から委員をお願いし、現在2期目でございます。

以上が、議案第76号でございます。何卒議員の皆様方のご同意をお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第76号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第76号は提案に同意することに決定致しました。

◎議案第77号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第77号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第77号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料として添付しております概要の1ページ、タブレット上の15ページをお開き願います。

1、改正の趣旨であります。令和5年度の国家公務員の給与改定に関する人事院の勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国家公務員の給与を踏まえ、職員の給与改定及び特別職等の期末手当支給率の改定に係る規定を整理するため、関連する条例を改正しようとするものであります。

2、改正の主な内容であります。(1)は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。アは給料月額で、令和5年4月1日に遡及し、初任給、若年層に重点を置いて、平均1.1%引き上げようとするもので、行政職給料表は18ページから11ページまで、タブレット上の33ページから36ページまでの別紙2をご参照願います。イは期末勤勉手当であります。(ア)としまして、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)以外の職員は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05ヶ月分、期末勤勉手当合計で0.1ヶ月分引き上げ、年間4.5ヶ月分に改めようとするもので、令和5年度及び令和6年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。(イ)としまして、定年前再任用短時間勤務職員は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025ヶ月分、期末勤勉手当合計で0.05ヶ月分引き上げ、年間2.35ヶ月分に改めようとするもので、令和5年度及び

令和6年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

2ページ、タブレット上の16ページをお開き願います。米印は、人事評価及び懲戒処分による勤勉手当に係る成績率でありますので、ご参照願います。

次に、(2)松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。アは給料月額で、令和5年4月1日に遡及し、職員の給料月額に準じて引き上げようとするもので、給料表は22ページ、タブレット上の37ページの別紙3のとおりでありますので、ご参照願います。イは期末手当で、職員の給与に関する条例を準用し、期末手当を0.05ヶ月分引き上げ、年間2.45ヶ月分に改めようとするもので、令和5年度及び令和6年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

3ページ、タブレット上の17ページをお開き願います。次に、(3)一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。アは給料月額で、令和5年4月1日に遡及し、改正案のとおり、それぞれ引き上げようとするものであります。イは期末手当で、0.1ヶ月分引き上げ、年間3.40ヶ月分に改めようとするもので、令和5年度及び令和6年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、(4)町長等の諸手当額並びにその支給条例から、(6)議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例までの一部改正であります。それぞれ期末手当を0.10ヶ月分引き上げ、年間4.50ヶ月分に改めようとするもので、令和5年度及び令和6年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、3、その他であります。(1)の新旧対照表は、別紙1として4ページから17ページまでに、タブレット上では19ページから32ページまでに。(2)の職員の行政職給料表は、別紙2として18ページから21ページまでに、タブレット上では33ページから36ページまでに。(3)の会計年度任用職員の行政職給料表は、別紙3として22ページに、タブレット上では37ページにそれぞれ添付しておりますので、ご参照願います。

次に、附則であります。16ページ、タブレット上の31ページをお開き願います。附則第1項と附則第2項は、施行期日等の規定、附則第3項は、給与の内払の規定。

17ページ、タブレット上の32ページをお開き願います。附則第4項は、規則への委任規定をそれぞれ定めようとするものであります。今回の条例改正による給料表の改定、期末勤勉手当の制度改正による影響額は、特別職等を含め、一般会計で1千890万6千円となります。

以上が、議案第77号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第77号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号 松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第78号、松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今議題となりました議案第78号、松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

今回の改正につきましては、住民税の非課税世帯、それと年収90万以下で70歳以上の高齢者世帯等への、冬期間の暖房支援事業として実施している福祉灯油等助成事業について、令和3年度以降の長引く物価高騰の状況を考慮し、令和5年度においても助成額を1万円から1万5千円に変更しようとするものであります。

添付の説明資料にてご説明させていただきます。タブレットの5ページ、新旧対照表をご覧ください。右側改正案上段の附則施行期日等第2項の下線部分のとおり、令和3年度及び令和4年度とあるものを、令和3年度から令和5年度までの各年度として改正しようとするものであります。

以上が、議案第78号、松前町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第78号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩します。

再開は13時とします。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午後 0時59分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

◎議案第71号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第5回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第71号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第5回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) ただ今議題となりました議案第71号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第5回)について、その内容を説明申し上げます。

令和5年度松前町の一般会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千399万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9千138万4千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正です。規定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。14ページをご覧ください。

3. 歳出です。1款1項1目議会費で、28万2千円の追加計上です。3節議員期末手当で、28万2千円の計上です。これは、本定例会で議決いただいた給与条例の改正による期末手当支給月数改正に係る費用の計上です。

15ページです。2款1項1目一般管理費で、271万7千円の追加計上です。8節共通旅費で、50万円の計上です。これは、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類に引き下げされ、各種会議等が増加したことから、年度末までの決算見込みに対する不足分の費用の計上です。

次に、11節行政情報システム手数料で、4千円の計上です。これは、令和6年4月からコンビニエンスストア等で住民票等の発行を行うための発行テストに係る手数料の計上です。

次に、12節行政情報システム改修業務委託料で、221万3千円の計上です。これは、新型コロナウイルスワクチン追加接種対応及び住民票等に氏名のふりがなを記載するためのシステム改修分です。

次に、3目財産管理費で、310万4千円の減額計上です。10節公用車管理燃料費で、48万8千円の計上です。これは、新型コロナウイルス感染症が感染法上の2類相当から5類に引き下げられ、各種会議等が増加したことや、燃料費の高騰による年度末までの決算見込みに対応する不足分の費用の計上です。

次に、12節公共施設定期報告調査業務委託料で、9万円の減額計上です。これは、事業の入札減による計上です。

次に、14節工事請負費で、350万2千円の減額計上です。これは、説明欄に記載している事業の入札減による計上です。

16ページです。5目地域振興費で、132万円の追加計上です。18節地域エネルギー会社設立準備負担金で、132万円の計上です。これは、地域エネルギー会社設立準備に係る経費の負担金で、脱炭素化の取り組みにおけるRE100まっまえを実現するための売電などを図る、町が出資予定の会社づくりの準備を進めるため、出資予定企業と協定し、コンサルタント会社に委託するための費用の計上です。

17ページです。3項1目戸籍住民基本台帳費で、243万1千円の追加計上です。12節住民基本台帳ネットワークシステム改修業務委託料で、165万円の計上です。これは、住民票等に氏名のふりがなを記載するためのシステム改修分です。

次に、17節マイナンバーカード交付事務備品購入費で、78万1千円の計上です。こ

れは、マイナンバーカードの交付事務の効率化を図るため、印刷機を増台する費用の計上です。

18ページです。4項5目町長選挙費で、712万7千円の追加計上です。18ページ、1節報酬から19ページ、18節負担金補助及び交付金までで、712万7千円の計上です。これは、来年3月24日執行予定の町長選挙に係る費用の計上です。

20ページです。3款1項1目社会福祉総務費で125万円の追加計上です。19節福祉灯油等助成費で、125万円の計上です。これは、当初予算で対象者250件の1人あたり1万円の、合計250万円を計上しておりましたが、昨年に引き続き燃油が高騰しており、北海道においても高齢者等燃油対策に係る地域づくり総合交付金を補助基本額100万円の補助率2分の1、50万円から、補助基本額を150万円の補助率2分の1、75万円に引き上げる予定であり、町としても1万円を1万5千円に引き上げて、12月中に商品券で配布しようとするもので、その費用の計上です。

次に、3目老人福祉費で、90万6千円の計上です。7節報償費から13節使用料及び賃借料に計上する敬老の日行事で、124万7千円の減額計上です。これは、事業が終了し、確定したことによる減額計上です。

次に、27節介護保険特別会計に対する操出金で、215万3千円の計上です。これは、介護保険特別会計の補正予算に対応する一般会計負担分の計上で、保険事業勘定分214万2千円、サービス事業勘定分1万1千円の合計215万3千円の計上です。

21ページです。2項1目児童福祉総務費で、148万2千円の追加計上です。19節子ども医療費で、148万2千円の計上です。これは、給付費が増加したことによる年度末までの決算見込みによる計上です。

22ページです。4款1項5目診療所費で、82万5千円の追加計上です。11節手数料、17節備品購入費で、合わせて82万5千円の計上です。これは、町立江良歯科診療所で使用しているデジタルX線装置が故障したため、新規購入等に係る費用の計上です。

次に、7目病院費で、1億1千265万2千円の追加計上です。18節病院事業会計に対する補助金で、1億1千265万2千円の計上です。これは、特別交付税で算定される不採算地区病院等に対する財政措置を最大限受けるための病院事業支援分に係る補助金の計上です。

23ページです。2項1目清掃総務費で、297万8千円の減額計上です。18節渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)で、297万8千円の減額計上です。これは、渡島西部広域事務組合の補正に係る松前町負担金分の補正分の計上です。

24ページです。6款2項1目林業振興費で、138万4千円の追加計上です。12節誘因木伐採業務委託料で、138万4千円の計上です。これは、近年ヒグマの集落への出没により、農作物や生活環境への被害を引き起こしており、更には直接人身に対して被害を及ぼす恐れもあることから、集落へのヒグマの誘因を減らし、ヒグマによる人身事故を防止するため、住宅地周辺にある誘因木の伐採を行うための計上です。なお、参考資料として、57ページに誘因木伐採業務委託事業の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

25ページです。3項1目水産業振興費で、107万3千円の減額計上です。これは、各節とも事業が終了し、確定したことによる減額計上です。

26ページです。8款4項1目港湾管理費で、129万8千円の追加計上です。12節松前港港湾施設詳細点検診断業務委託料で、34万1千円の減額計上です。これは、事業が終了し、確定したことによる減額計上です。次に、松前港水深測量委託料で、163万

9千円の計上です。これは、松前港の浚渫工事を行うための測量委託料の計上です。

27ページです。9款1項1目渡島西部広域事務組合費で、100万2千円の減額計上です。18節渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)で、100万2千円の減額計上です。これは、渡島西部広域事務組合の補正にかかる松前町負担金分の補正の計上です。

28ページです。10款2項1目学校管理費で、67万6千円の追加計上です。10節学校管理修繕料で、67万6千円の計上です。これは、松城小学校体育館の一部照明設備が漏電していることが判明したため、漏電箇所を新たにLED照明に取り替えるための費用の計上です。

29ページです。4項4目社会教育施設管理費で、60万3千円の追加計上です。10節交流の里づくり館管理修繕料で、60万3千円の計上です。これは、10月の強風等により、交流の里づくり館体育館の外壁が破損したことによる修繕に係る費用の計上です。

次に、6目史跡保存整備費で、27万2千円の追加計上です。10節史跡保存管理修繕料で、27万2千円の計上です。これは、10月の強風等により、史跡内の樹木が折損したことから、その伐採、撤去、修繕に係る費用の計上です。

30ページです。11款2項1目林業施設災害復旧費で、1千369万8千円の追加計上です。14節林道勝軍山線・大森線災害復旧工事請負費で、1千369万8千円の計上です。これは、令和5年第3回定例会で専決処分報告させていただきました林道勝軍山線・大森線災害復旧事業において、国の災害復旧補助の対象の見込みとなる2箇所の工事を行うための設計業務委託料が完了し、工事請負費が確定したことから、その費用の計上です。なお、参考資料として、58ページに林道勝軍山線・大森線災害復旧工事の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

31ページです。13款1項1目職員給与費で、4千676万8千円の減額計上です。31ページ1節報酬から32ページ8節旅費までで、4千676万8千円の減額計上です。これは、当初予算において予定していた職員数及び算定した経費並びに給与条例等の改正に伴う増減を、各節、各項目の予算額の年度末までの見込みを算定し、その経費の増減に係る費用の計上です。また、附表として給与費明細書を33ページから55ページまで添付しておりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。8ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、7千892万9千円の追加計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による計上です。

9ページです。14款2項1目総務費国庫補助金から、3目衛生費国庫補助金の合計で、947万3千円の追加計上です。これは、いずれも歳出で計上しております説明欄の各種事業費及び事務費に対する国庫補助金の計上です。

10ページです。15款3項1目1節新たに生じた土地の届出受理交付金で、1万1千円の計上です。これは、年度末までの収入見込みによる計上です。

11ページです。17款1項4目1節児童福祉指定寄附金で、50万1千円の追加計上です。これは、去る11月7日に明治安田生命保険相互会社様から、子育て支援関係として、50万1千円の寄附をいただき、歳出に財源充当させていただいております。

12ページです。18款2項3目1節ふるさと松前応援基金繰入金で、102万3千円の減額計上です。これは、歳出に計上しております水産センター管理備品購入費に対する基金繰入金の減額計上です。

13ページです。20款5項5目1節雑入で、610万7千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております会計年度任用職員等に係る雇用保険料等個人負担金の計上、まち

づくり・人づくり推進交付金は、額の決定による計上、その他の3件は、一部事務組合及び事業による前年度決算剰余金精算還付金の計上です。

以上が歳入です。3ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額66億9千738万6千円に、補正額9千399万8千円を追加し、補正後の額を67億9千138万4千円にするものでございます。

4ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額9千399万8千円を追加し、補正後の額を67億9千138万4千円にするものでございます。

5ページです。第2表債務負担行為補正です。追加の分として、1事業を記載のとおり追加するものでございます。

以上で議案第71号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第5回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

7番近江君。

○7番(近江武君) 2点ばかり質問したいなと思います。まず、最初に24ページ6款2項1目参考資料の57ページです。誘因、木のね、委託料138万4千円ってあります。伐採対象の樹木については、参考資料にありますけども、これですね、見ますと言うと、小島地区、大島地区が対象になっていないんですね。ですから調査、こういうような対象になっていない地区をどうしてね、対象にしなかったのか。

それともう1点はね、やっぱり今年クマの出没がかなりありまして、やっぱり原口においても、館浜においても、江良においても、清部においても、かなり件数があるんですね。ですから、そういうことを考えてみないと全町的にね、やっぱり網羅してしっかり調査してね、この補正予算をつけるべきだというふうに感じておりますが、まず第1点です。

それと、16ページの2款1項5目地域エネルギー会社設立準備、これにつきましてね、どのような構成で、どのような考え方なのかということ、もうちょっと詳しく教えていただきたいです。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) ただ今質問のありました、誘因木伐採業務委託事業についてでございます。今回対象とした地区につきましては、今年9月にかなりの件数、出没がありまして、そのようなところを中心にまとめております。

それで、誘因木については、町内あちこちにあるわけでございます。その状況を踏まえて、まず今年度末までに一番最初、9月の時点でかなり出没がありました、参考資料に記載の地区を行いまして、これから来年度にそれ以外のところも随時対応できるように、新年度の予算の方に計上して、実施していきたいなというふうに考えています。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課参事。

○政策財政課参事(佐藤隆信君) 2点目の地域エネルギー会社設立準備負担金について、どのような形で、考え方等詳しくということでございます。現在うちの方で進めている脱炭素のRE100まつまえという考え方は、地域で発電し、それを町民に売電するという考え方をしております。それを実施する機関としては、町でなくて、会社が行うということでの今考え方を持っていて、今現在町と町内に事務所を有する企業と出資割合を決めて、地域エネルギー会社を立ち上げようとしておりまして、この様々、先ほどの一般質問

の梶谷議員の方からもありましたが、財源の問題等もございませうけども、それを待って会社をつくると遅くなりますので、ある程度いけるところまでは準備しておこうということでの、今負担金を両者で出し合って、専門的なコンサル会社に頼みまして準備を進めて行こうということでございます。

また、そのコンサル会社の考え方でございますが、自分らでできないのかということになるかもしれませんが、ある程度会社設立の定款ですとか、様々なものをつくるにあたりまして、弁護士、社会保険労務士、そして税理士など等の専門的な知識を持った人を活用というか、頼ることが多くなりますので、これを1個1個頼むんでなくて、この三つをワンセットで持った会社に頼めるような方法を、今考えているところでございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 7番近江君。

○7番(近江武君) 畜産課長、それじゃあ新年度でもって他の対象の地域につきまして調べて、それから予算づけるという考え方はですね。

ちなみにですね、現在まで町内で捕獲されたクマのですね、地域別の捕獲数量ってわかります、どこの地域何頭、どこの地域何頭ってわかりますか。わかったら教えてください。

それと、参事の方の説明、よくわかりました。頑張ってくださいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) ただ今のクマの捕獲の件数であります。合計では、今持っているんですけども、集計、各地区分、ちょっと今計算しないという形になっておりました。

合計では、令和5年度44頭という形になっております。失礼しました、ちょっとお待ちください。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時26分)

(再開 午後 1時28分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

7番近江君。

○7番(近江武君) クマの被害ですけどもね、大体44頭ぐらいだということで、今総体の件数わかりましたけども、やっぱりどこの地区においてでもクマが出没してるもんだから、充分畑にもいけないという状況が各地で続いているわけですよ。ですから、木の伐採についてもね、やっぱり全町的なもの見方、考え方をしないとね。やっぱり各地域によって、本町なりに偏るといふことになれば、大変皆さんが怒りを持っていることも事実だと思いますよ。

ですからね、その辺もう一回補正は補正としていいですから、全町的に調査をしていただきたいということで、要望して終わります。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) ページ16ページの、同僚議員の近江議員も質問しました地域エネルギー会社設立準備負担金、これについて一つ。

それと、24ページの今の誘因木材伐採業務委託料。それとページ30ページの工事請負費、林道勝軍山線の災害復旧工事。

まず1点目、この規模、会社の規模、それとどのぐらいの経費係るのか。それと従業員はどれぐらい予定しているのか。その次にいつこの会社は設立するのか。

先ほど、参事はA会社と町との持ち合いで会社をつくりたいというふうなことを言っておりますので、もうちょっとそこのところ踏み込んで説明していただければなど。

その次に、今のクマの関係で、私も上川に住んでまして、上川ではクマの騒ぎはあんまりしてないはずですが。私も10月に池の岱の下でクマが歩いておりまして、ジョギングしておりましたら、クマの背中を追っかけて走ってました。あわくってUターンしましたけど、上川では5、6回会ってます、もう。

それで、今こんな人がおりました。上川で2件ほど、今までクマの檻ですとかいろんなもの置いてたんですけど置かなくなったんです。なぜかと言う、俗に言う竹だとかの雑、そういうものを全部周り刈ってしまったんです。それで、今の被害を白神の方聞いてみますと、白神の方が大ケガした時は、クマが見えないぐらいいろんな野菜が大きくなった。それで、クマがそこに休んでてもわからなかった。何を言いたいかということ、ただ木を切ただけでは解決になりませんよということ一つと、それでもう一つは、どういうふうに対処すればいいのかっていうのは文書来ました、警察ですとかからね。それで、そのところを徹底したらいいかなと。

もう1点は、クマに会った時にはクマを驚かせればクマはかかってきますよ。僕はクマとにらめっこ大分したのは2回ほどございましてね。だから、クマを騒ぎ立てないようなそういう指導と、必要な雑の、竹だとか刈る方がいいんでないかというのが僕なんです、それで、共存共用図ってもらいたいなという考え方あったもんですから、そういう考えを持たなかったのかっていうことなんです。

それで栗って生り物っていうのはクマも好きなもんですからね、共存共用図れないかな、やむを得ず狩猟するのはいいですよ。いいですけども、そういう考え方もあるよっていうふうに、その考え方を聞きたい。

それと、30ページの大森線の災害。この時は10月25日でなかったかなと思うんです。それで去年も大雨で被害がありました。その時にA議員と一緒に小川商店の前の水たまりをどうにかしようやっていうことで、それ町道の、町の管理でした。それで素早く対応してもらいました。それで、上川は今年の10月25日通行止めになりました。それと前から土建とお願いしてますけど、うちの担当課も随分走り回ってくれてました。しかし、なかなか解決できませんでした。その位置の畑をやってる人は水没してました。

そんなことで、あとはこの被害がなかったのかということなんです、10月25日。被害がなかったのか、あったのか、それおさえてるかっていうことをお聞きしたい。この3点お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 福原議員、今答弁させますけど、ちょっと今やってることとずれてる部分がありますので、そこは割愛させていただきます。

大森線はわかりますけど、それちょっとテーマとずれてる部分があるので。

1点目、政策財政課参事。

○政策財政課参事(佐藤隆信君) ただ今の、1点目の福原議員のご質問にお答え致します。件数的に言うと4点程度かと思いますが、まずは地域エネルギー会社の規模はどの程度でしょうかという話でございまして。規模を私の解釈で資本金というか、その辺に解釈しましたが、資本金につきましては、まだ1億円未満としか決めてございませぬ。1億円未満ということは、中小企業からスタートしようということございまして。まだ正式な額は両方で決めてございませぬ。

そして、経費につきましては、この経費の意味もですね、私とすれば事業をどのくらいの規模でやるのかの経費でよろしかったでしょうか。その経費も今のところ、発電事業と管理事業及びそれを管理する人件費とかに振り分けられてございますので、その年度規模ごとの経費も貼り付け事業が決まっていけないと、すぐ答えが出てこないんですが、そんな小さい額じゃないって言いますか、発電事業も含めると数億規模になると思ってございます。

そして、何人くらい使うんだらうかっていう話ですが、今のところ事務所って言いますか、会社の経営管理の方の部門とすれば、役職はちょっとまだ決められませんけども、最大限5人程度かなという気持ちは持っております。

そして、いつ設立するのかという話でございますが、順調に行ってれば交付金っていうか、第4回の脱炭素の先行地域が受かっていければの話だったんですが、それであれば4月には設立しなきゃないなという考えを持っていましたが、今現在残念ながら不採用となつてございますので、最悪考えてもですね、来年度中には設立したい。早ければそれでも4月、そして遅くても、来年度と言いましても夏頃までには設立してですね、何とか会社の運営をしていきたいなと思っております。

会社と言いましても、最初から考えていたのは、3年間は発電事業とかの施設の建設だとかに会社の仕事とられますので、収益事業一切ないので、収益が2、3年はない状態になります。その分につきましては、そこで5人も必要かという話になりますので、その場合は2人か3人から初めて、会社が発電設備をつくって収益がとれる頃には、最大5人くらいの規模で動かしたいなという思いで、今考えているというところでございます。

また、言い忘れてましたが、出資金につきましては、松前町とうちの町内に事務所を持つ企業との2社でもってとりあえずは出資して会社を設立しますが、その出資割合につきましては、今のところ松前町6割、企業4割で100%という形で進めて行こうと考えてございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) ただ今の誘因木伐採業務についてでございます。今回の誘因木の伐採につきましては、今年のヒグマの出没が相次ぎましたが、その多くが食料求めてきたものという形になっております。その食料を求めて、クルミ等を食べるために住宅付近にある自生しているクルミを出没してる形になっております。

今回の事業につきましては、生活圏に近付かないようにということで、ヒグマを食料として引きつける、その木を伐採しようとするものでございます。なので、ちょっと質問の中で竹とかっていう話あったんですけども、隠れる場所をなくするという形ではなくて、ヒグマが食料を求めてくる、その木を伐採して、そこに食べ物はないよという形にして、ヒグマが出没しないようにしたいなということでの事業という形になります。

次に、林道勝軍山線と大森線の災害復旧工事でございます。こちらの方、10月の25日ではなくて、7月15日の大雨によるもので、林道が被災したということでの災害復旧工事というふうな形になります。

その分については、専決処分でさせてもらって設計業務して、それから国の方から査定を受けて、今後事業にかかっていくという形で、今現在計画してるものでございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 佐藤参事のお話、よくわかりました。すごく期待しているものですから、今まで企業誘致企業誘致ということをして、随分私もも呼びましたけど、企業と町と

の持ち合いで一つの企業をつくろうとする試みっていうのは、すごく前向きにようやく捉えて動き出したんだなあ。それで、いい形で進めれるように頑張っていたきたいということなんです。

それと、農林の関係の、やはり樹木は何十年かかって1本の木になるもんですからね、はっきり言ってもったいないなあと思うんです。それで生り物っていうのは、いろんな鳥でもキツネでもシカでもカラスでも食べるもんですからね。むやみやたらに僕は伐るもんでないと思ってる人なもんだから、どうにか上手い方法がなかったかなあというふうに思ったもんですから、まずは質問さしてもらいました。

それと、30ページの、三つ目、7月15日であればいいんです。それで、僕の今スマホの中に入ってるところっていうのが、上川の町内会長僕やってるもんですからね。それでこういうテーマが、提案があったもんだから、それで状況をどれだけ把握して、どれだけ町民の生活を、どう守ってるのかなあという不信感があったもんですから、聞いたわけです。答えれる範囲内で答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時42分)

(再開 午後 1時43分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 今回のクマの誘因木の伐採なんですけれども、そちらの方、やっぱり地域の住民も、クマを引きつける木を伐採してほしいなという要望もございました、それからこちらの方でも、人的被害をなくするというこのために伐採していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 木の伐採、これはちょっと無理かなあと思ってますけど、そういう考えのある人もいるっていうことを覚えておいてほしい。

それと、災害の関係で出ました。その他にそれでは把握はしてなかったですか、この大雨によってこの時の。この時の7月15日に大雨が発生して土砂災害おきた、そして産業道路ですね、大森に抜けて来るその道路ですからね。その他に、この時にはなかったですか。

それで、今言ったんですけど、全部上川町内会で関連してる道路出てくるんです。そんなことで十分に建設水道課ともね、調整しながら把握してほしいんですよ。そして対応してほしいっていうことなの、これだけでなく。そういうことです。答弁していただければ。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午後 1時45分)

(再開 午後 1時45分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 林道の管理を私どもの方でしてまして、雨の後、一通り確認をしまして、災害とかないか確認をしまして、それ以外にも、ここ以外にも小規模の崩

れたりとかってというのはありました。そちらの方は9月の専決の時に、小規模なもんですから修繕費で計上して、小規模なところは修繕しております。

今回、大規模な部分を災害で、国の補助を受けて対応していきたいという形で、今回計画しているものでございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 7番、6番議員が質問してましたが、私も関連してお尋ね致します。

3点、ページ16ページ、2款1項5目18節負担金補助及び交付金132万円。これ私一般質問でもね、このRE100まつまえに関してはお尋ねしております。非常に政策的な事業なんですよ。

ですから、今この時点でこういう財源措置をするということは、ちょっと私疑問あるんですよ。なぜかと言うと、町長が替わる可能性があると、替わる町長がこの事業にどう対応するか。そういう時点で、こういう財源措置するっていうのはいかがですかと。その辺の見解をまずお尋ね致します。

それから、6款2項1目12節、今クマのお話ありましたよね。この誘因木伐採事業は、私は決して否定はしておりません。クマが近付く原因を取り除くという意味では大事な事業というふうに理解しますけれども、これでこのクマに対する対応ってのは全てですか。

6番議員からも話あったね、例えばクマが隠れる雑草地が町内にいっぱいあると、私の家の前もそうだったの。それで、所有者に対してこういう状態の中で、こういう雑草の状態ってのは危険ですから、何とか対応していただけないかという願いをして、そこはきれいにしてもらいました。

ですから、こういうことも全町的に調べてみななければいけないのかな。いわゆるクマが近付いてきた43件の事故ありますよね、43件、327本対象木。これを全部伐れば、今の心配はないのかなと、そういう捉え方してるんですか。

それからもう一つはね、木の種類あるの。クルミあり、大島桜あり、それからクリがありカキの木がありますよね。この大島桜ってのはどこの桜を切るつもりなんですか。これはちょっとわからない。松前の桜育成してる、あるいは売り物にしてる状況の中で問題のあるような場所なんですか。これを確認したいと思います。

それから、30ページ、11款2項1目14節、福原議員も質問ありました、いわゆる林道工事ね。これ、7月15日の大雨の時点で被害が発生してる。そして、今日までこの予算付けがされてなかったと。私は推測するに、災害だから、そういう関係の補助との関係で時期が遅れてるのかなと思って見てたら、財源対応全て一般財源なんですよ。ですから、そういうことを考えて一般財源でやるんだったら、もっと早くやらなければいけないし、それから逆にこういう時期に林道工事ってのはどうなの、できるの、年度内にできるんですか。そういうことも含めて、この3点説明願います。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課参事。

○政策財政課参事(佐藤隆信君) 1点目の地域エネルギー会社設立準備負担金のRE100まつまえは重要であるが、かなり政策的な事業であるので、今町長が替わるという時点の時にこの予算を上げるのはどういう考え方かということでもよろしかったでしょうか、そういう考え方を聞いてるということでもよろしかったでしょうか。聞こえない。1点目の地域エネルギー会社の負担金について、今町長が替わるというこの時期に、この経費を上げる理由ということでもよろしかったでしょうか。

まず、RE100まつまえの事業が降って沸いたような事業でなくて、かなり前から進

めてるってということもありましたし、今回政策的な事業としても考えてますが、総合計画そしてスマートシュリンクビジョンにも掲げている事業の一つでございます。という、町の施策という状況の考え方で私達は進めておりまして、それが町長が替わることでの入れ替えの時に、もしくは、もしかしたら政策は変えられるかもしれませんが、現行の総合計画等において進めてる事業ということで、我々は今回この予算を出したというのが、まず1点。

2点目としましては、このRE100まつまえを進めるために、先ほど梶谷議員もおっしゃってましたが、いろんな財源が必要でございますけども、さっきも答弁しましたのかぶりますが、それを待ってから会社をつくるようになりますと、また遅れてしまいますので、一定の準備は必要であると。そのための準備負担金でもって、設立するのはいつでもできるんですが、それまでの準備をするための経費ということでの理解をしていただければと考えてございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) ただ今の誘因木の伐採についてでございます。誘因木、こちらの伐採だけでクマの対策はいいのかということでございますけれども、こちらの方では誘因木伐採して、全て対応できるものというふうには思っておりません。ただ、ヒグマを近づけるということで、餌になるものを少しでも減らして、ヒグマが人の生活圏の方に入って来ないようにということで、その原因となる木を伐採していきたいというふうに考えております。

また、木の種類として桜、大島桜なんですけれども、こちらの方に実もつくもんですから、その桜にクマがつくっていうのもあります。ただ、この桜は大島桜だからといってむやみに切るということではなくって、場所を、一般的に桜を観るようなところのものではなくって、住宅近くっていうか、そういう近くにあって、さほどそういう桜を観るというのではなくって、必要に応じてそういうものも伐採していきたいというふうに思っています。

桜の木にもちょっとクマが登って、棚をつくってることもありますんで、場所だとか、状況に応じた対応っていう形になります。

それから、林道の復旧工事になりますけれども、こちらの方、工期が4ヶ月程度標準でかかるという形になっております。こちらの方、今回予算をとって年度内に、国の方とも調整しながら、国、道とも調整しながら契約をして、新年度の方、令和6年度に繰り越した中で実際の工事を実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) ただ今の林道の財源についてのご質問でございます。現在国の補助の査定を受けている段階でございます。補助の決定が2月頃を予定していると聞いております。

通常であれば、農林施設の災害復旧の国の補助は50%、残り50%を起債、補助の災害の対象となる起債で考えております。2月に補助が決定しましたら、令和6年第1回定例会において、補助と、国の補助金と起債の方、財源の方を財源更正させていただいて、農林畜産課長の答弁のとおり、新年度の工事となりますので、繰越明許費ということで議決をいただきたいと考えております。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 順次お尋ね致します。今の負担金の、1点目のね、1点目の負担金

の件は、確かに早めに対応するっていうことも大事だし、また説明にありましたように町の総合計画に位置付けているから、町長、いわゆる執行者が替わろうと替わるまいと問題ないみたいな発言だと、私は受け止めたんですけどね、そういうことではないんでないのかな。やっぱり政策だから、例え総合計画あるからって言って、すぐやらなければいけないってのもんじゃないだろうし、やっぱり町長の考え方で事は進むんであって。

今の財源対応のね、132万円の中身をご説明聞いてますと、会社の設立に関わる作業の費用という受け止め方でいいんですか。とすれば、今の会社設立、株式会社みたいな説明になってますけども、当然定款を定め、そして法人登記をしなければいけない。そこまでやることなるの。これ、負担金の割合がね、町が60で企業が40っていう説明ありましたが、主体的には誰がやるの、これ。それが説明を求める一つです。

それからもう一つ、課長、難しい説明いいよ。ただね、今のクマが近付いてくる要因が、その原因になる木を切ればそれでいいってことではないでしょってこと言ってんの。福原議員も言ってましたように、クマが住宅周辺に近付く時に姿を隠すような雑草がいっぱいあるわけだ。そういうところへの対応ってのも、これは大事なことでないのかなって言ってんですよ。

それから、もう一つは、樹種の中に、木の種類の中に大島桜が含まれております。私説明あったのかもしれませんが、ちょっと聞き取れなかったもんだから、私の感覚ではね、この大島桜ってのは黒いサクランボがなるっしょ、それにクマがつくでしょう。だから考えられるのはね、公園の中の北鷗碑林の道路、脇通ってる道路の東側に2本か3本あるんだよね。その木でないのかなと思ったりもしてるもんだから、そうすると今の松前が進めている桜と問題はないのかな。そういうお尋ねをしてるんですけども、この大島桜の位置はどこなのかってことを説明ください。

それから、3点目の林道の開設の話ありましたよね。私はこの予算書を見てね、全額一般会計で対応するっていう形をみたら、やっぱり工事がいい形で進める時期にやるのが私は正しいと思う。しかも、他に左右されないで財源措置できるのであれば、本当に松前町にとっていい時期ってのは、これから予算をつけて年度末までやるって時期が適切ですか。そういうことも聞いてんですよ。

もし、これができないんで、年明けて来年度に、いわゆる繰越明許費してね、やる事業なのか。そういうことも含めて説明いただきたいと思ってます。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時01分)

(再開 午後 2時01分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

政策財政課参事。

○政策財政課参事(佐藤隆信君) それでは、2点目の質問で、やはり町長が替わる時の、やっぱり意向を聞いてからやるべきじゃないかというような主旨のお話と、主体的に誰がやるのかというご質問だと思っております。

我々とすれば、やはり総合計画書に載ってる町の施策として、今現在取り組める事業としての扱いで、今実施してる予算という扱いを持ってございます。私は、今度新しくなられる町長の方の考えを、蔑ろにするという気持ちを持っているわけではございません。あくまでも今の時点でやれる事業として、施策として現町長の判断の下、我々も実施してい

った方がいうことでやらせてもらってるのが、今の予算の出し方でございます。

また、主体的に誰がやるのかということですが、町6割、企業4割の出資する会社でございますので、主体的には松前町が6割の負担を持っていますので、やることになると思っておりますし、形状私どもが主体的にやるものだと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、3点目、農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 誘因木の伐採で、桜はどこにあるのかということでございます。こちらの専念寺の周辺の道路脇のもの、今計画しているものでございます。

大山桜ですね、専念寺脇の、専念寺周辺の道路脇、そちらの方にある木を今計画しているところでございます。

それから、林道についてでございます。そちらの方、国の補助金を受けるっていう形になりますので、平成5年度中に予算計上して、来年度に繰り越しして実施するという形になっております。国の補助があるために、それを受け入れるために、令和5年度での予算計上でなければならないという形になっております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 8番梶谷君。

○8番(梶谷康介君) 課長、説明わかりますよ。ですから、今の負担金が町長が替わると替わるまいと、この会社設立まではいいこと。けども、今後のことを考えるとね、当初、R6年の当初予算には、私はこの関連の財源は出てこないと思う。町長が決まってから6月、その後でどういう形で関連の、このRE100まつまへの事業となったら膨大な事業ですよ。もちろん松前にとっては私も大事だと、そういう認識もしていますから、決してやるなっていうことじゃないんですよ。ただ、執行者が替わるから、その辺のタイミングはどうなのかっていうことをね、確認したくて言ってるわけ。

それから、2点目の誘因木の関係は、結果的にその大島桜ってのはどこの桜なの、聞けえねんだよ、それが。やっぱり年なんだべな、もう一回、すみません、お願いします。

それからもう一つはね、林道の工事が、この時期がね、適切かどうかっていう話もね、よく聞こえないもんだから、申し訳ない、本当に。わかりやすく言ってください。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課参事。

○政策財政課参事(佐藤隆信君) それでは、ただ今の梶谷議員のご質問にお答え致します。4月10日までは町長の任期で、その後が新しい町長の任期になりますので、その時にはおっしゃるとおり、意向を確認して予算を出すこととなりますが、梶谷議員今言った6月の議会ですと遅い可能性もあるので、これは臨時議会にも頼るようなすごい事業なので、当初予算に載せるか載せないかは、ちょっとまたこちらの方で協議させていただきますが、載せない場合につきましては、ある程度早めの載せ方をして、すぐ引き続き、万が一3月までに準備ができてなければ、すぐ予算執行できるような形をとっていきたく考えてございます。

正しくおっしゃるとおり、その辺のお話は確認してから次の予算に向かいたいとは思っております。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、3点目、農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 誘因木となる桜の木でございます。そちらの方、専念寺の周辺にある、道路の脇にあるものを今伐採しようとして計画しているところでございます。

次に、林道の工事になります。そちらの方、国の補助金の関係もありますので、予算は令和5年度で計上しておりますけれども、工事そのものは令和6年度になってからの工事という形になります。雪がなくなって春になってからの工事という形になりますので、よろしく申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

4 番飯田君。

○4 番(飯田幸仁君) ページは57ページ、参考資料なんですけど、先ほど大島なのか、大山なのか、木がはっきりしないので。資料には大山桜とありますので、大山桜で把握してありますが、やりとりでは大島になってました。えらい違いなので、そこははっきりしてください。よろしく申し上げます、どちらでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 大変申し訳ございません。私、間違えておりました。大山桜になります。よろしく申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

1 番齋木君。

○1 番(齋木良太君) すみません、16ページのエネルギーの会社の件、ちょっといろいろ話聞いてたらわかんなくなってきたんで教えていただきたいんですけども、この会社の設立は、RE100採択関係なく、もうつくって採択仮に無理だったとしても、もう事業として、町としてやってくってという考えでよろしいでしょうか。そこの1点教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 政策財政課参事。

○政策財政課参事(佐藤隆信君) 簡単に言いますと、齋木議員おっしゃるとおりということになります。正しく財源がないとできない事業でございます。しかし、これも我々の政策として、次もしこれが本当に財源がとれない場合には、単独事業でやるのかということになりますと、かなりきつい財源を強いられます。また、これは役所の経費でやるというよりは、皆様の電気料を集めてやる事業になりますので、補助金が入って来ないとなると、今まで我々が試算する皆様の電気料、少しでも安く町民にお配りしたいというのがなくなると、どうしても今の現状ぐらいのお金になってしまうというのが、我々の今試算したところでつらいところでございますが、基本的には補助がなくてもやっていこうという思いで、今進めてはございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認めます、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第71号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時11分)

(再開 午後 2時25分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

◎議案第72号 令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第12、議案第72号、令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第72号、令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について、その内容をご説明致します。

令和5年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによるものでもあります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ705万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千255万8千円に致そうとするものでもあります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでもあります。

今回の補正の内容は、人事院勧告による会計年度任用職員の給料等の差額や保険給付費等交付金などの過年度精算に伴う償還金の計上が主な内容となっております。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。8ページ、タブレット上も8ページになります、お開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費で、18万2千円の追加計上です。これは、人事院勧告により、会計年度任用職員1名分の給料、期末手当に差額が生じたため、増額補正するものでもあります。

次に、2目連合会負担金で、76万5千円の減額計上です。これは、北海道国民健康保険団体連合会負担金の北海道クラウド運用負担金において、契約後に負担金の変更が生じたため、減額するものでもあります。

次に、9ページです。8款1項2目保険給付費等交付金償還金で、683万5千円の追加計上です。これは、令和4年度保険給付費に係る普通交付金の実績精算の結果、超過交付されていたため、返還するものでもあります。

次に、3目特定健康診査等負担金償還金で、80万1千円の追加計上です。これは、令和4年度特定健康診査等に係る特別交付金の実績精算において、特定健診受診者数の実績が見込みを下回ったため、返還金が生じたものでもあります。

以上が、歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。6ページへお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税で、381万円の追加計上です。これは、医療費給付費分、現年課税分の年度末までの見込みによる補正であります。

次に、7ページです。8款3項1目第三者納付金で、288万7千円の追加計上です。これは、一般被保険者2名について、交通事故による第三者行為によって損害保険会社から保険給付費分の納付が生じたため、増額補正するものでもあります。

次に、2目返納金で、35万6千円の追加計上です。これは、一般被保険者について所得更正による保険給付費の負担区分の変更により、返納金が生じたため、増額補正するものでもあります。

以上が歳入の事項別明細でございます。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正事業勘定の歳入でございます。歳入合計補正前の額11億5千

550万5千円に、今回705万3千円を追加し、補正後の額を11億6千255万8千円に致そうとするものであります。

次に、3ページです。歳出におきましても、歳入同様補正後の額を11億6千255万8千円に致そうとするものであります。

なお、附表と致しまして、10ページから13ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が、議案第72号、令和5年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)の内容であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第72号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号 令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第13、議案第73号、令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今議題となりました議案第73号、令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)は、次によるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。第1項は既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6千756万6千円に。既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千469万円にしようとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、始めに保険事業勘定、歳出の事項別明細書よりご説明申し上げます。15ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では12節委託料で、介護保険運用システム改修委託料として、224万3千円の増額計上です。

次に、16ページです。2款2項1目高額介護サービス費では、18節負担金補助及び交付金で、452万6千円の増額となっており、決算見込みによるものでございます。

次に、17ページです。4款1項1目介護予防日常生活支援総合事業費、2節給料の1

5万7千円から2目包括的支援事業・任意事業費、4節共済費まで、各節区分ごとにそれぞれ増額計上となっておりますが、いずれも人事院勧告に基づく職員給与条例の改正に伴う算定及び決算見込みによる補正となっております。

次に、18ページです。7款1項1目償還金、22節償還金利子及び割引料では、介護給付費に係る支払基金交付金及び国・道支出金精算に伴う償還金として、2万8千円の増額計上となっております。

以上が保険事業勘定、歳出の事項別明細書です。これに対応致します歳入です。8ページへお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度保険料分86万2千円から、10ページ、2款2項1目1節現年度分調整交付金40万7千円までは、歳出の高額介護サービス給付費の増加に伴う増額計上となっております。

2款2項6目介護保険事業費補助金では、1節介護保険事業費補助金で、歳出の介護保険運用システム改修委託料の補助金として、112万1千円の増額計上です。

次に、11ページ、3款1項1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金122万2千円から、13ページ、6款1項1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金56万5千円までは、歳出の高額介護サービス給付費の財源として増額計上です。3節事務費繰入金では、それぞれの歳出に伴い、一般会計繰入金事務費繰入金として、157万7千円の増額計上となっております。

次に、14ページです。6款2項1目介護給付費準備基金繰入金では、介護給付費負担金の再確定に伴う国負担金分の過年度償還金に係る介護給付費準備基金繰入金として、2万8千円の増額補正です。

以上が保険事業勘定歳入の事項別明細です。次に、4ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(保険事業勘定)の歳入です。歳入合計、補正前の額10億6千31万4千円に今回725万2千円を追加し、補正後の額を10億6千756万6千円にしようとするものです。

次に、5ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を10億6千756万6千円にしようとするものです。

次に、サービス事業勘定、歳出の事項別明細書です。25ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、2節給与で人事院勧告に基づく職員給与条例の改正に伴う算定及び決算見込みによる補正で、1万1千円の増額計上となっております。

以上が、サービス事業勘定、歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。24ページへお戻り願います。

2. 歳入、2款1項1目一般会計繰入金では、歳出に伴う一般会計繰入金を1万1千円増額補正しようとするものです。

以上が、サービス事業勘定、歳入の事項別明細でございます。20ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、サービス事業勘定の歳入です。歳入合計、補正前の額1千467万9千円に、今回1万1千円を追加し、補正後の額を1千469万円にしようとするものです。

次に、21ページです。歳出におきましても、歳入同様に補正後の額を1千469万円にしようとするものです。

26ページ以降につきましては、附表保険事業勘定、サービス事業勘定の給与費明細書

となつてございます。

以上が議案第73号、令和5年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第73号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号 令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第14、議案第74号、令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(横山義和君) ただ今議題となりました議案第74号、令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

この度の補正予算は、人事院勧告の給与改定による職員給与費の補正でございます

それでは、予算書の1ページでございます。第1条は、総則です。令和5年度松前町水道事業会計の補正予算(第1回)は、次に定めるところによるものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正致そうとするものです。支出です。第1款事業費で、既決予定額1億6千715万円を16万4千円増額し、補正後の予定額を1億6千731万4千円に致そうとするものです。第1項営業費用におきまして、16万4千円を増額補正を致そうとするものです。

第3条は、資本的収入及び支出です。予算第4条本分括弧書き中、不足する額8千684万9千円を8千713万7千円に、当該年度分損益勘定留保資金7千352万3千円を当年度分損益勘定留保資金7千381万1千円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。支出です。第1款資本的支出で、既決予定額1億7千530万9千円を28万8千円増額し、補正後の予定額を1億7千59万7千円に致そうとするものです。第1項建設改良費におきまして、28万8千円を増額補正致そうとするものです。

2ページです。第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。職員給与費につきまして、既決予定額3千194万7千円を45万2千円増額し、補正後の予定額を3千239万9千円に改めようとするものです。

3ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画書、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が議案第74号、令和5年度松前町水道事業会計補正予算(第1回)の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第74号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号 令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第15、議案第75号、令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今議題となりました議案第75号、令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入の医業外収益で、一般会計からの病院事業支援補助金及び収益的支出の医業費用で、給与費及び材料費をそれぞれ補正致そうとするものです。また、経営改善支援コンサルティング業務委託の債務負担行為を定めようとするものでございます。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。

第1条は、総則です。令和5年度松前町病院事業会計の補正予算(第4回)は、次に定めることによろうとするものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。

収入です。第1款病院事業収益は、既決予定額11億5千657万7千円に補正予定額1億1千265万2千円を追加し、補正後の予定額を12億6千922万9千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして第2項医業外収益、既決予定額1億9千239万3千円に補正予定額1億1千265万2千円を追加し、補正後の予定額を3億504万5千円に致そうとするもので、病院事業支援に係る一般会計からの補助金1億1千265万2千円を増額しようとするものです。

次に、支出です。第1款病院事業費用は、既決予定額14億1千115万1千円から、今回146万6千円を減額し、補正後の予定額を14億968万5千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項医業費用、既決予定額13億9千884万円から、今回146万6千円を減額し、補正後の予定額を13億9千737万4千円に致そうとするものです。これは、人事院勧告に基づく改正分及び年度末までの決算見込みによる給与費4千341万1千円の減額、新型コロナウイルスの感染者数の増加及び、今後の感染者

数拡大に備える分として、材料費4千194万5千円の増額をそれぞれしようとするものです。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。第1号、職員給与費、既決予定額8億7千244万7千円から、今回補正予定額4千341万1千円を減額し、補正後の予定額を8億2千903万6千円に改めようとするものです。

2ページをお開き願います。第4条は、他会計からの補助金です。予算第9条に定めた経費を次のように改めようとするものです。他会計補助金、既決予定額3億641万1千円に補正予定額1億1千265万2千円を追加し、補正後の予定額を4億1千906万3千円に改めようとするものです。

第5条は、たな卸資産購入限度額です。予算第10条中1億4千200万円を、1億8千400万円に改めようとするものです。

第6条、予算第11条の次に、次の1条債務負担行為を加えようとするものです。予算第12条債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりとするものです。事項、松前町立松前病院経営改善支援コンサルティング業務委託料、期間、令和6年度、限度額、松前町立松前病院経営改善支援コンサルティング業務委託料総額660万円を限度額とし、令和6年度に支払う。なお、経営改善支援コンサルティング業務委託につきましては、公募型のプロポーザル方式で実施し、1ヶ月程度の公告期間を得て、ヒアリングを実施した後、2月末までに契約を締結したいと考えております。契約期間につきましては、12ヶ月を予定していることから、年度を超えた契約となるため、本定例会において議決をいただいたうえで、令和6年度において予算措置をすることとしております。

なお、予算実施計画他、関係書類につきましては、3ページから18ページに、19ページから20ページに予算に関する参考資料を添付しておりますので、ご参照願います。

以上が、議案第75号、令和5年度松前町病院事業会計補正予算(第4回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) 簡単に1点だけお尋ねします。12条の債務負担行為の関係で、660万を計上しておりますけれども、令和6年度において支払うということになっております。これは、プロポーザルでやりますよという説明を聞きました。いつまでにプロポーザルを決定し、いつまでにコンサルを挙げてもらうのか。

先ほどの町長の答弁では、1年程度かかるんじゃないかなという予想しておりましたけれども、1日も早くこのコンサルを挙げなければ、なかなか議会でも特別委員会もつくってありますのでね、議会になかなかかからんと思いますので、いつ頃プロポーザルにかけて、いつ締め切って、いつまでにこの委託をする内容を得ようとしてるのか、具体的に答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今齊藤議員から質問のあった件について、お答えしたいと思います。まず、プロポーザルの公告期間、先ほどおっしゃったんですけれども、の関係でございます。

一応1ヶ月程度を見るということですので、今議会で議決した後、早々に現在準備はし

ておりますけれども、1ヶ月程度ということなので、1月の20日前後までを今のところ公告期間として、ホームページ等々で周知をしたいと思っております。

その後、参加を希望している業者から参加証明書という書類を提出していただくことになりまして、それでまず受け付けをして、その後いろいろな審査する項目がございます、その審査の、具体的な書類審査的なものもございますので、そこら辺を審査したうえで2月の中旬から下旬にかけて、ヒアリングという形でプレゼンテーションを行っていただくような形になってございます。

契約につきましては、3月の1日付けぐらいになると思うんですけれども、それから12ヶ月ってことですので、年が明けて2月までの期間と今のところ考えているところです。

なお、基本的には月に1回程度、1回ないし2回程度、毎月請け負った業者につきましては来ていただくことにしております、その後、様々な改善策等々されるんですけれども、順次やれること、これはすぐできるというようなことが当然出てくると思いますので、そういうのは順次施設基準の見直し等をしまして、どんどんどんどん厚生局の方に出して行って、収益のアップを考えたいと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) プロポーザルの日程等々は良くわかりました。最終的には、令和7年の2月までかかってやるという受け止め方でいいのかどうか。これをまず1点と。

もう一つは特別委員会もつくってありますんでね、いつ頃どのような形で特別委員会に中間報告であり、そういうものを出せるのかということを考えているのであれば、報告をお願いしたい。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今齊藤議員からご質問のあったことに回答したいと思います。契約期間は12ヶ月ということで、一応2月くらい、7年の2月くらいまではみておりますけれども、先ほど私が言ったとおり、やれるところはもうどんどんどんどん先行してやっていきたいということと、その後のフォローアップも含めて一応1年間を見ているところでございます。

特別委員会の関係になるんですけれども、現在、先ほど町長の答弁でもあったと思うんですけれども、まずは病院経営の改善、立て直し、これがまず第一であるということで、我々病院サイドでも認識しておりますので、そちらへんがある程度の長期にわたる収支計画を出したうえで、町の方の建設委員会なり等に判断していただき、基本計画の方はスタートできるかできないかも含めて判断していただくことになろうかなと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 9番齊藤君。

○9番(齊藤勝君) そうすれば、議会の特別委員会には、順調でも令和7年の2月までは何も、報告も何にもないという受け止め方でいいんですか。そういうこともまず考えてもらわなければ、1年以上も特別委員会が休眠状態になるんですよ。こういうことがあってはならないと思っておりますので、この点についてご答弁ください。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今のご質問にお答えしたいと思います。議会の特別委員会につきましては、ちょっと私の一存でも決められない部分あるんですけれども、基本形には基本計画の策定に伴う調査特別委員会という認識をしているところです。

ですが、先ほど齊藤議員がおっしゃったとおり、ある程度の経営改善の状況が見えた段階ではご説明するべきではないかと、私は思っておりますけれども、これは、議会事務局

との方とも調整はしていただくことになると思うんですけども、ある程度のこういうふうなものができあがりましてよ、計画ができましたっていう段階では、一度議員の皆様にはご説明は必要でないかと、私は思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 2点質問させていただきます。まずは、たな卸の資産購入限度額の増額に関してなんですけれども、さっきコロナ関係、感染症関係っていう話、ちらっとしたと思われるんですけども、これは、そういう時のための購入するための限度額を増やすっていうことなのか。それとも、感染症に備えて在庫を増やすってことなのかっていうところで、ちょっとお聞かせ願いたいのと。

コンサルのところなんですけれども、実際に先ほど病院形態っていうお話もされました。一般質問で町長は身の丈にあった病院をっていうお話もありました。なると、コンサルの方には病院の病床数や包括ケア病棟など今始まっていますけれども、そのベッド拡大とか、または回復期みたいなお話も経営、病院の方の委員会であったと思うんですけども、そういうところも含めて、コンサルをかけてくっていう認識でよろしいでしょうか。答弁お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今齋木議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、たな卸資産購入限度額につきましては、これは、公営企業法上こういうふうな形で、たな卸の資産については、限度額以内でやりなさいというふうになっておりますので、今回補正した部分を含めて限度額っていうのを定めているところでございます。

わかりますか、ちょっとうまく説明、増えた理由ですか。増えた理由は、先ほどの補正で説明したんですけれども、要するにコロナ関係としかざっくりは言ってないんですけども、例えば薬品費、例えば薬、かなり高価な薬なんですけども、薬ですとか、コロナの検査科で使う検査資材、それから外来等で使う診療資材等々が7月、8月、9月院内クラスターもなった関係で、結構在庫の方もはだけてまして、それで今後の年末年始の部分も対策をしながら、増額をしてるって形になります。

具体的に言うと、主に薬と、検査科の方のコロナのPCRの検査資材が主なものになるかなと思っております。

コンサルの関係でございます。齋木議員おっしゃったとおり、一応うちの方でも提案説明書っていうものを、既に大体、案はつくっているんですけども、その中でいっぱい項目あるんですけども、基本的には医療法、診療報酬、介護報酬を踏まえた経営改善項目の検討と提案ってことで、10点くらいは挙げてるんですけども、主立ったものでいくと、病院届出項目の把握と提案とか、急性期回復期の機能と実績評価対策と提案、それから病院再編の検討と提案。他にもたくさんあるんですけども、そういうこまいところも含めてコンサルタントの方に業務の方で提案をしていただくような形になっております。以上です、よろしく申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 1点目は、在庫を抱えた時に在庫回転率悪くなること、ちょっと心配したので質問させていただきました。そうじゃないってことで、安心致しました。

コンサルの方なんですけれども、私は病院の建設の時に、ちょっと委員会の時にも話したんですけども、今回のに建設に関するコンサルタントっていうのは入ってないってことですね。あくまでも経営だけで、その経営が安定した段階で今度は建設の方考えてくっていうためのコンサルってことでよろしいですか。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今の質問にお答えしたいと思います。基本的には、まず病院経営の改善化を図るということなんですけれども、一応業務の目的的には、地域医療福祉介護に貢献するとともに、松前町の財政負担を軽減することで、新病院建設に向けた基盤づくりを図るということも、目的の一つとしておりますので、将来的にはそこまで行くかどうかは、ちょっと私の判断ではないんですけれども、病院サイドとしては、そういう建て替えに向けての基盤づくりを図るという意識で、現在のところやっております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) わかりました。ただ、今回コンサル入れるっていうことで、届出とか出して収益上げれることはやっていくというお話あったんですけれども、やっぱり病院のスタッフに負担かかってくると思います。都度都度いろいろ変更、コンサルを入れ経営改善していく、また、建築のことになったらまた負担かかってくるっていうことも出てくると思いますので、なるべく病院のスタッフの負担軽減できるように進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 10番堺君。

○10番(堺繁光君) 単純な質問一つだけ、ページ3ページの支出、病院事業費用の支出ってことで給与費があるんですけども、4千300いくらほど、少なくってますね。これっていうのは、やっぱり職員数が減ったということの現れなんでしょうか。

給与費がですね、4千300万ほど下がってるんですけども、これは、単純に言うと職員数が減ったということなんでしょうか。例えば、職員数が減った場合には、やっぱり病院の経営にも多少なりとも影響出てくるんじゃないでしょうかね、どうなんでしょう。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今の堺議員のご質問にお答えしたいと思います。まず給与費につきましては、ある程度予算的に幅をとって実際予算を組んでおります。それは医師の採用も含めてのことです。そういう面はご理解していただきたいと思っております。

その辺も含めて、採用を見込んでたものが、例えばできなかったとか。あとは大きいところでいくと、先ほど一般会計でもあったかなと思うんですけども、共済費の方で福利厚生費、こちらが退職手当負担金が、負担率の改正等々があったみたいで、うちの病院で行くと4千200万ほど減額となっております。

それで、主立ったところでいくと法定福利費の減額の部分、それから職員の関係につきましては、ある程度見込んでた予算をつくった関係で、ちょっと思うような採用ができなかったというのがありまして、若干落ちてるという形になるかなと思っております。

ただ、今後のことも踏まえまして、様々な、看護師の方もある程度、今年度7月、8月、9月になるんですけども、ある程度、4名ほど新たに採用できたりしてます。その分、応援看護師の部分がある程度削除できるので、その分ではある程度、病院の費用的にはプラスになってるかなと思っております。

なので、今後も奨学資金の貸付金の方も、今のところ順調に貸し付けの申込者が来ておりますので、そこら辺は、今後コンサルにもいろいろと相談することになるんですけども、将来的な人員配置も含めた形での人件費等々の削減に繋げていければいいかなと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) 質問がかぶってしまうかもしれませんが、2月の中旬から下旬にプレゼンという予定をしていると。その後、令和7年の1、2月頃にはどのようなお話でした。その後フォローアップがあって、その後に基本実施計画が出され、上手くいってです。経営状態はその時点で良いか悪いかはわかりませんが、最低でもこの時点で、今からだと1年以上、1年半ぐらいは病院の、今から建てますよ、やりますよという話はないというふうに考えていいですか。お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今の勇谷議員のご質問にお答えしたいと思います。先ほどの繰り返しになるんですけども、まずは病院建て替えにつきましては、町長もおっしゃいましたが、まずは、病院の経営の改善が必要だということに今なっているところでございますので、逆算すると総務省のヒアリングっていうのは11月っていうのは、これは動かないところなので、基本的には来年度につきましては、計画まではおそらくいけないかなと、私個人的には思っております。

まずは、経営改善をして、例えば年間で5千万なり6千万、1億近く上がるようであれば、早めに計画はつくれるんでしょうけれども、これはちょっと実際契約してみないとわからないところなんですけれども、今単純にできることだけでもある程度の収益が見込めるものも、今ちょっと抱えておりますので、そういうのを含めて、早急に届出をして、診療報酬の方をいただくような形にはしたいと考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) 今のお話ですと、11月の総務省というのがあるということであれば、これはもう2年、最低でも2年、経営改善、立ち止まって、町長おっしゃってた立ち止まって考えて、考え直すという経営改善も含めれば、これは何年になるかわかんないですけども、大分押してくと考えると間違いはないですね。

これ、ちょっと街角で話すんで、嘘言えないので、なるべく具体的なところをお話いただければと思ったので聞いているんです。最低、今からだと2年ぐらいは何も、手を付けないっていうわけじゃない、今いろいろ検討、収益を見込める部分もあるというふうにおっしゃってるので、そういうものもあるんでしょうけれども、そういう経営の改善に向けて取り組んでいるという話をして大丈夫ですね。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今の勇谷議員のご質問に答えたいと思います。先ほどの繰り返しになりますけども、まず経営改善の長期の計画をつくったうえで、これは我々としてはそれをまずやるっていうことなので、我々でやるべきところはきちっとやって、町長もおっしゃいましたが、一般会計の方の収支計画等々もあるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺と合わせて考えて、計画の方のゴーサインが出るのなと思っておりますので、単純に言って、今勇谷議員おっしゃったとおり、令和6年度については、これはちょっと厳しいかなと思っております。

それ以降になりますと、ちょっと私の判断だけでいける、いけないというのは判断できないんじゃないんですけれども、ある程度のしっかりした経営改善計画ができれば、次の年度あたりには最短でいけるかもわからないとしか、今のところちょっと言えないんですけども、それでご理解の方お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありますか。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) この経営コンサルタント入れるんだという考え方なんですよね。本当にこの経営コンサルタントを1年間をプロポーザルで導入して改善されるという見込みがあればいいですけども、もしこれがいい結果が出ないで、1年2年、経営コンサルタントの指導を仰がなければならぬよと考え方もありますか、どうでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今の福原議員のご質問にお答えしたいと思います。先ほどもおっしゃったんですけども、基本的には1年間12ヶ月ということで今のところ考えてはおります。

ただ、どういうふうな形になるかっていうのは、まだわからないところであって、ある程度の改善はできるものと、私は個人的には思っておりますけれども、それで、まだまだもう少し頑張らないと厳しいよねっていうことにもなるかもわかりませんが、そうなった場合は、フォローアップっていう表現私しましたけれども、そういうのも含めて、もう一度、ちょっと検討していただくっていうことも考えながら進めていきたいなとは思っております。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) そうすると、やはりチーム松前、みんなで病院を建設するために、どういう建設で、どういう痛みを伴うのか。伴わなければいいんですけども、経営コンサルタントが入るということは、やはり何らかの痛みが、厳しい指導が入るんでないかなど。

それで、先ほど事務局長、経営コンサルタントが示した指導については、随時やっていきたいと、私も大賛成です。

それで、もう一つ、先ほどの一般質問の中で、この病院の関係で町長は一度立ち止まるということは、今まで積み重ねてきたものは全部白紙になるのかなっていうニュアンスでもとれます。しかし、積み重ねていたものは、大事に生かします。そうでないとお金が無駄になります、投資したお金が。

それで、基本計画は2回やり直したんでないかなと思うんですよ。それで、この基本計画を生かして、そして今のコンサルタントの指導で経営を改善をしていく、これが大きい狙いですよ。それで最後に聞きたいのは、特別委員会の開催です。随時できれば、会議を開きたいもんだなというふうに思っております。それで、斉藤議員があのように質問しましたのでね、私もやはり情報交換は常にしていないと、何をどういうふうに進展しているのかわからないんですよ。それで、せっかくなつくた特別委員会なものですから、有効に、そしてみんなが理解した中で行政の方が提案したものを、これで行きましょうという形にしたいというのが私でございます。それで、それにうちの議員の皆様方がね、いろんな意見を出し合って、闘わして、町民に喜ばれる病院つくりたいと。

それで、今日の提案の要は経営コンサルタントですよ。これをどこまで有効活用できるのかなっていうの未知数ですよ、松前町としては初めてかなあと思うんですけども、その気持ち、大丈夫でしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今の福原議員さんからの質問にお答えしたいと思います。私の気持ちってことですか。

何回も言ってますけれども、まず病院でやれることっていうのは、今経営改善の立て直し、これがまず病院に課せられた宿題であると私は思っております。そのために、管理者、院長、また病院で働く職員の皆様と一丸となって、経営改善の方に取り組んでいきたいとは思っております。

様々なプロポーザルの会社たくさんあるので、どういうところがどうなのかっていうのは、私も詳しくわかってないんですけども、基本的にはある程度うちの病院を当然知ってなければ駄目だろうし、そういう例えば東京の業者とかいっぱいあると思うんですけども、なるべく松前町立病院を、ある程度知ってるコンサルっていったら限られてくるのかもわからないんですけども、それに地域事情とかもしっかり把握してる業者さんを選べればいいかなと思ってます。

なので、様々反発等々はあるかもわかりませんが、ただ、これをやっていかないと前に進めないで、そこら辺は院長とも話はしてますけれども、もっと言うところはきちっと言って、厳しくって言ったら変ですけども、やっていただくという形でしか、今やれないというふうな決意も院長もしゃべっておりますので、そういう決意にきちっと一緒できるように、私も頑張っていくたいなと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) やはり経営コンサルタントの指摘してくるのは、給与費と人員、配置ですよ。そうするとその牙城はやはり松前町としては守りたいんです、私も。ですから、そのところをどのようにみんながね、松前町の町立病院を黒字化する、そして病院をみんなで建てようやと、当初の予算の資材高騰で53億ですか、4億なったんですか、それでもいいから建てようやという、財政を含めての考え方っていうのは大事かなと思ってます。

それで、やはり苦労するでしょうけれども、これからもっともっと苦労すると思いたすけれどもね、財政と色々な担当課と事務局長は一枚岩でね、取り組んでもらいたいなという気持ちが強いんです。そんなことで、答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) 繰り返しになるんですけども、福原さんの言ったとおり、きちっと特別委員会なりにもきちっと情報共有をしながら、なおかつ、先ほども繰り返しますけど、病院としてやれることをきちっとやるということが、今病院に求められていることだと思いますので、それにまい進して行きたいと思っております。

いろいろと難しいところも当然出てくるかとは思いますが、そういうのにもきちっと説明を丁寧にしながらか、働いてる職員の皆さんがきちっと理解をしたうえで、経営改善の方は当然していかないと駄目だと思ってるので、そういう形で進めて行きたいと思っておりますので、ご理解お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第75号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議事日程協議のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩致します。

(休憩 午後 3時20分)

(再開 午後 3時39分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎諸般の報告

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎議事日程の追加の議決

○議長(伊藤幸司君) この際、日程追加についてを議題と致します。

議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに決定致しました。

◎議案第79号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第16、議案第79号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第79号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表の2ページ、タブレット上の6ページをお開き願います。

下段の説明欄です。課に複数の課長補佐、係に複数の係長を配置している部署においては、課長が不在の時のその職務を代理する者や、指揮、命令系統が曖昧であり、これらを明確にするため、課長補佐と同等職の主幹、係長と同等職の主査を新たに設けることができるようにするため、松前町職員の職の設置に関する規則(昭和39年松前町規則第1号)を一部改正し、関連する条例の一部を改正しようとするものであります。

1ページ、タブレット上の5ページをお開き願います。次に、改正案の内容であります。別表第2は、等級別基準職務表で、改正案下線部分のとおり、4級の項に主査を含むを5級の項に及び主幹を、それぞれ加えようとするものであります。

次に、附則であります。この条例は、令和6年1月1日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第79号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第79号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第17、議案第80号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(斉藤浩君) ただ今議題となりました議案第80号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

それでは、議案第80号、タブレットの7ページ、説明資料として添付しております松前町国民健康保険税条例一部を改正する条例の概要をお開き願います。

まず改正の趣旨でございます。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第243号)が、令和5年7月20日公布されたことに伴い、関連する規定の整理を行おうとするものです。

次に、改正の内容であります。出産する被保険者に係る所得割額及び均等割額を出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの4ヶ月分、双子以上の子どもを妊娠する多胎妊娠の場合には、出産予定日の3ヶ月前から出産予定日の翌々月までの6ヶ月分を減額するとされたことに伴う規定の整備でございます。

中段の図をご覧くださいと思います。国民健康保険税の計算は、医療保険の費用に充てるための医療分、後期高齢者医療制度を支援するための支援分、介護保険の費用に充てるための介護分、この三つで構成されており、また、そのそれぞれに世帯に対して課税する平等割、被保険者の人数に対して課税する均等割、それぞれの被保険者の所得に対して課税する所得割が課税され、その合計が国民健康保険税額となります。

今回の改正では、そのうちの出産する被保険者に対する医療分、支援分、介護分のそれぞれの所得割と均等割、図で示している斜線部分を減額するというものです。左の図は単体妊娠の場合で、出産する被保険者のそれぞれの所得割及び均等割を出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの4ヶ月分を。右の図は多胎妊娠の場合で、出産する被保険者のそれぞれの所得割及び均等割を出産予定日の3ヶ月前から出産予定日の翌々月までの6ヶ月分減額することを示しております。

次のページをお開き願います。例1として、単体妊娠で出産する被保険者の所得が100万円、出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの4ヶ月間、全てが当該年度に属する場合で、7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なしの世帯の減額する額を示しております。

参考として、減額前の課税額及び減額後の課税額についても記載しておりますが、表の

中央、緑色の部分の減額する額の部分のみ説明させていただきます。

単体妊娠の場合は、出産する被保険者の医療分、支援分、介護分それぞれの所得割及び均等割の算定額、この表で言う減額前課税額の12分の1の額に出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までのうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額となっていることから、減額される額は減額前課税額割る12掛ける4で計算されます。

具体的には、7割軽減の世帯では、所得割が医療分では減額前課税額4万8千450円割る12掛ける4で1万6千150円。支援分が、減額前課税額1万3千680円割る12掛ける4で4千560円、介護分が減額前課税額9千690円割る12掛ける4で3千230円、合計2万3千940円となり、均等割も同様の計算で、医療分が2千700円、支援分が800円、介護分も同じく800円、合計4千300円減額となり、所得割、均等割合計で、2万8千240円減額されることとなります。

以下、5割軽減、2割軽減、軽減なしの世帯についても同様の計算で、減額前課税額割る12掛ける4で計算し、記載のとおり減額されることとなります。

なお、所得割については、軽減の規定がないことから、7割軽減、5割軽減、2割軽減及び軽減なしの世帯について、全て同額となります。

次のページをお開き願います。例2として、多胎妊娠で、出産する被保険者の所得が100万円、出産予定日の3ヶ月前から出産予定日の翌々月までの6ヶ月間全てが当該年度に属する場合で、7割軽減、5割軽減、2割軽減、軽減なしの世帯の減額する額を示しております。

多胎妊娠の場合は、出産する被保険者の医療分、支援分、介護分それぞれの所得割及び均等割の算定額の12分の1の額に出産予定日の3ヶ月前から出産予定日の翌々月までのうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額となっていることから、減額される額は、減額前課税額割る12掛ける6で計算され、例2の表の中央緑色の部分の減額する額のとおりとなりますので、ご参照願います。

なお、対象となる出産とは、妊娠85日以上分娩を言い、死産、人工妊娠中絶を含む流産及び早産の場合も対象となります。

この改正の施行期日等であります。令和6年1月1日から施行し、改正後の松前町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

なお、令和5年度においては、令和6年1月以降に減額の対象月がある場合が対象となります。具体的には、令和5年11月以降に出産する予定の被保険者、または出産した被保険者が対象となります。

また、今回の改正による影響額は、令和4年度課税ベースで、対象世帯が1世帯4万5千800円の減額が見込まれるところであります。

新旧対照表につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第80号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第80号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第18、議案第81号、松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の報告を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(横山義和君) ただ今議題となりました議案第81号、松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表、タブレット上の5ページをお開き願います。下段の説明欄です。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)により、水道法(昭和32年法律第177号)が一部改正され、同法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、引用している条項等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正案の内容であります。第5条、第35条第2項及び第38条第1項のそれぞれ現行下線部分を改正案下線部分のとおり改めようとするものものであります。

次に、附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第81号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第81号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第19、議案第82号、松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第82号、松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表、タブレット上の4ページをお開き願います。下段の説明欄です。現行の印鑑登録証明書の交付申請は、役場または各支所窓口に出向き、印鑑登録証を添えて手続きを行っていますが、これに加えコンビニエンスストア等の民間事業者が設置している多機能端末機、これはマルチコピー機と言いますから、個人番号カード、マイナンバーカード、または個人番号カードの電子証明書機能を搭載した移動端末機スマートフォンを利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるようにするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正案の内容であります。第16条の次に、改正案下線部分のとおり、新たに第16条の2として、多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請の規定を加えようとするものであります。これにより、マイナンバーカード、またはスマートフォンを利用してコンビニ等に設置しているマルチコピー機に暗証番号その他必要事項を入力することによって印鑑登録証明書の交付を受けることができるようになります。

次に、附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行しようと致そうとするものであります。

以上が、議案第82号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) 今の説明に対して、ちょっと確認なんですけど、コンビニエンスストア等で多機能端末機のあるコンビニってことですが、これ、コンビニエンスストア、セイコーマートでもローソンでもいいということなのか。また、他町のセブンイレブン等でもこれは利用可能なのか。その辺のところを教えてくださいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今のご質問に答えます。対象の店舗となるのは、全国のコンビニエンスストアが対象になりますので、全国約5万強の店舗があります。そちらの方からでも交付申請ができます。

町内ですと、ローソン、建石にあるローソン、セイコーマートが3店舗ありますので、そちらの方で来年の4月1日から印鑑登録証明書の交付が、マイナンバーカード、またはスマートフォンで可能になるということでもありますのでご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) 印鑑登録証明書を発行できるということなんですけど、今、ここでは印鑑登録証明書ですが、これ合わせて住民票等も取ることは可能なんですか。

○議長(伊藤幸司君) 町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) 今回の条例については、印鑑登録証明書の規定で、窓口しか対応できない部分がありましたので、今回はコンビニ等でも対応できるような条例改正でありますけども、この他、今回、来年の6年の4月1日からは住民票と印鑑登録証、これについて、印鑑登録証明書が交付の対象になります。順次、これ以降ですね、納税、課税証明書とか、そういう部分も順次整備が整い次第拡大していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) この多機能端末機の設置であります、役場庁内にもこれは設置するっていう方向は考えてますか。

○議長(伊藤幸司君) 町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) 今のところ、役場庁舎内には設置は予定はしておりません、今までどおり、印鑑登録証をお持ちになって、申請して交付を受けるというような形になっておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第82号について、を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号 松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第20、議案第83号、松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(横山義和君) ただ今議題となりました議案第83号、松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表、タブレット上の5ページをお開き願います。下段の説明欄です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号。令和6年4月1日施行)により、入居者の資格に関する引用条例が改正されたため、条例を改正しようとするものであります。

改正案の内容であります。第6条は入居者の資格で、第2項第8号イに新たに引用条項を改正案下線部分のとおり加えようとするものであります。

次に、附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第83号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第83号について。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号 松前町課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第21、議案第84号、松前町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第84号、松前町課設置条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表、タブレット上の5ページをお開き願います。下段の説明欄です。令和5年3月に策定した松前町脱炭素ロードマップに基づいた取り組みを本格的に推進するため、現行の政策財政課内の脱炭素再エネ推進係を同課から独立され、新たに脱炭素推進課を設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正案の内容であります。第2条は課の設置で、改正案下線部分のとおり、政策財政課の次に、新たに脱炭素推進課を加えようとするものであります。

次に、附則であります。この条例は、令和6年1月1日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第84号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) 期待していた課がようやく、室でも良かったんですけど、私はやはり課の方がいろんな意味で、対外的にはいいかなと思ってる。

そうしますと、1点だけ、この課の陣容という、人数、体制はどのような考え方でどう運営するのかなと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 今回の課の設置条例の改正で、1月1日から施行するというふうな形で、新たに1月1日に脱炭素推進課ができるんですけども、人員につきましては、現行、今現在3人の方で行っております。当分は3人の方でいきまして、今後本格的に、来年4月以降動くこととなりますので、その事務量だとかそういう事業量、また電力会社の関係だとかもありますので、その辺を見極めながらスタッフを増やしたりしていくこともあるかと思っておりますので、現状は、何人でやるというのは、ちょっと答えはできないというふうな形なので、理解お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 相当ボリュームが大きくなるのかなと、新しい企業も、民間企業とタイアップしてやるということで、今の3人の体制でも大変だなと思っておりましてね。やはり、今総務課長が答弁なさったように、やはりそれ充分、いろんな意味でパソコンのエキスパートであり、造詣深いスタッフを、専門知識を持った方を導入するっていう

ことも、やはり考えなければならないなと思っておりまして、そのところはどのように考えて、これから進めようとしてるのか。

○議長(伊藤幸司君) 答弁の繰り返しになるかもしれませんが、その状況状況に応じて増員だとか、その辺も当然考えていかなければならないと思っております。

ただ、役場全体としては、やはり人口減だとか、交付税全体で減少だとか、そういうのもありますんで、全体の職員のバランスも考えながらやっていかなければならないというふうなことを思っております。

ただ、今言ったとおり、来年からは間違いなくボリュームもアップになってくるだろうし、その辺は考慮していかなければならないというふうに考えておりますんで、ご理解お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 私は、そのところ一番心配してました。人材がだんだんとエキスパートと言われるような方々が少なくなってきたかなあという、知識の豊富な方が。それで、そのような方を民間企業から導入するだとか、そういう考え方も一考かなと思っておりますんで、やはり早めの決断と早めの対応が重要かなと思っておりますんで、充分にご検討していただいて、よろしく進めていただきたい。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

5番沼山君。

○5番(沼山雄平君) 考え方に関して、ちょっと教えていただきたいと思います。脱炭素社会は、今後ですね、大きなまちづくりの骨格をなすものだと思っています。ある程度道筋できてきた段階で、まちづくりが二つの課にあるということになるということ、単純に考えてしまうんだけど、今後ですね、こうした脱炭素のまちづくりっていうことを考えた場合に、概ねの道筋付けた段階で、この課はまた再び政策財政の課に戻るということは考えあるのかどうか、その点だけ教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 正しく、今沼山議員おっしゃったように、当面、今脱炭素ロードマップだとか、それらに向かって重点的に進めて行く必要があるというふうな考え方、更には先ほど来エネルギー会社、電力会社の話もありましたけども、それらも進めて行くうえで、重点的にやらなければならないというふうな考えの下で独立させたというふうな形であります。

当然数年後、何年か後になるかちょっとわからないんですが、ある程度、その辺の道筋がついた場合は、元の政策財政課なり、一つの課で、政策の一つとして取り組んでいくというふうな考えも、一つはあろうかと思えます。今の段階では、将来どうのこうのっていうふうな断言はできませんが、そういう考えも持ち合わせているというふうなことでございますので、理解してください。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第84号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第22、議案第85号、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(堀川昭彦君) ただ今議題となりました議案第85号、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

添付の説明資料、新旧対照表の2ページ目、タブレット上の6ページ目の下段説明欄の2行目の後段以降をご覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、令和5年9月15日に特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、関連する部分を整理し、条例を同様に改正しようとするものでございます。

説明資料1ページをご覧いただきます。右側改正案のとおり、下線部分につきましては、それぞれ改正及び追加し、整理をしようとするものでございます。

2ページの改正案附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するものと致します。

以上が、議案第85号、松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第85号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号 松前町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第23、議案第86号、松前町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第86号、松前町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表、タブレット上の4ページをお開き願います。下段の説明欄です。今回の改正は、空家等の対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)により、条例で引用している条項が繰り下げられたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正案の内容であります。第9条は助言又は指導で、改正案下線部分のとおり、第14条第1項を第22条第1項に改め、次に、第10条は勧告で、第14条第2項を第22条第2項に改め、次に、第11条は措置命令で、第14条第3項を第22条第3項に改めようとするものものであります。いずれも法律の引用条項の繰り下げによるものであります。

次に、附則であります。この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第86号の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第86号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第23、議案第87号、松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第87号、松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料の新旧対照表の3ページ、タブレット上の7ページをお開き願います。下段の説明欄です。地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)、令和6年4月1日施行により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができることとなり、当町においてはこれを支給することとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

勤勉手当の支給にあたっての基本的な考え方を説明申し上げます。1点目は、支給対象職員で、現在支給されている期末手当と同様に致そうとするものであります。(1)のフルタイムの職員は、任期が6ヶ月以上。(2)のパートタイムの職員は任期が6ヶ月以上かつ一週間あたりの平均勤務時間が15時間30分以上に致そうとするものであります。

2点目は、支給方法等で、基準日、基礎額、期間率、成績率等の具体的な支給方法等は、職員の給与に関する条例(昭和29年松前町条例第13号)の適用を受ける職員と同様に致そうとするものであります。

1ページ、タブレット上の5ページをお開き願います。次に、改正案の内容であります。第3条は、会計年度任用職員の給与で、改正案下線部分のとおり、勤勉手当を加えようとするものであります。次に、第17条の次に、改正案下線部分のとおり、新たには2条を加えようとするもので、第17条の2は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定を、次のページにかけての第17条の3は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定をそれぞれ加えようとするものであります。

2ページ、タブレット上の6ページをお開き願います。次に、附則であります。附則第1項は施行期日で、令和6年4月1日から施行致そうとするものであります。附則第2項は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することにより、職員の育児休業等に関する条例を一部改正するもので、その内容は4ページ、タブレット上の8ページで説明しますのでお開き願います。

第7条は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給で、勤勉手当を支給することにより第2項の現行の下線部分を削ろうとするものであります。

第8条は、育児休業した職員の職務復帰後における号奉の調整で、現行下線部分の会計年度任用職員を法律上の定義を加えるため、改正案下線部分のとおり改めようとするものであります。

今回の条例改正による会計年度任用職員の勤勉手当の額は、現在任用されている職員が引き続き令和6年度に任用されたと仮定した場合、一般会計で76人、2千500万円を見込んでおります。

以上が、議案第87号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第87号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長(伊藤幸司君) 日程第25、議案第88号、定住自立圏形成協定の一部を変更する

協定の締結についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) ただ今議題となりました議案第88号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料の2ページ、タブレット上の6ページ、下段の説明欄をご覧ください。平成26年3月27日に函館市との間において締結した、定住自立圏形成協定に基づき、圏域市町が連携して推進する具体的な取組内容を明示するため策定した「第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン」が令和5年度をもって完了することから、新たに令和6年度から5年間の「第3次南北海道定住自立圏共生ビジョン」を策定するにあたり、圏域市町が新たに連携して推進する取り組みを変更追加するため、当該協定の一部を変更するものです。

次に、説明資料の1ページ、タブレット上の5ページをご覧ください。現行欄の別表第1アの表中、「医療従事者の確保・養成」を変更案のとおり、「安定的な医療提供体制の確保」に改め、合わせて取り組みの内容、甲の役割及び乙の役割を変更案下線部分のとおり改めようとするものです。

次に、説明資料の2ページ、タブレット上の6ページにお戻り願います。現行欄の別表第1イの表の次に、「ウ教育、文化・スポーツの振興」を新たに加え、取り組みの内容、甲の役割及び乙の役割を記載のとおりとしようとするものです。

次に、現行欄の別表第2、ウの表の次に「エその他、消費生活相談の広域的な対応」を新たに加え、取り組みの内容甲の役割及び乙の役割を記載のとおりとしようとするものです。

定住自立圏につきましては、中心市との連携による取り組み事業に対し、国の財政措置として、中心市に8千500万円、周辺市町村に1千800万円の特別交付税措置が認められているところであります。

なお、今回の変更協定の議決後において、中心市の函館市との変更協定書の締結を予定しており、中心市である函館市において、第3次南北海道定住自立圏共生ビジョンの公表を、令和6年1月に予定しているところであります。

以上が、議案第88号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定についての内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第88号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号 指定管理者の指定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第26、議案第89号、指定管理者の指定についてを議題と致

します。

提出者の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) ただ今議題となりました議案第89号、指定管理者の指定について、その内容をご説明申し上げます。

これは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定について、議会の議決を求めようとするものでございます。

まずは、1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、松前温泉休養センターでございます。

次に、2の指定管理者となる法人その他の団体の名称でございますが、指定管理者の候補者は有限会社浦里でございます。候補者の選定根拠につきましては、松前町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条において、指定管理者は公募により選定しなければならないとされておりますが、同条ただし書きにその他規則で定める場合は公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、申請を求めることができることとされており、同条例施行規則第2条第2項第4号による、町長が公募によらないことに相当な理由があると認めた場合の規定を適用したところでございます。

公募によらないことの相当な理由につきましては、有限会社浦里は、平成21年度から令和5年度までの15年間にわたり、当該施設の指定管理者を務めており、現在までの管理、運営状況を見ても、当該施設の目的を充分理解し、適切な対応がなされていることから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理、運営が実施されていると判断されることと、当該業務の継続に意欲を持っているため、引き続き有限会社浦里を指名することがより適当であると判断し、当該事業者を指名し、指定管理者指定申請書の提出を受け、内容を審査のうえ、選定したところでございます。

次に、3、指定の期間でございますが、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としたところでございます。

以上が、議案第89号、指定管理者の指定についての内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第89号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号 令和5年度松前町一般会計補正予算(第6回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第27、議案第90号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第6回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) ただ今議題となりました議案第90号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第6回)は、エネルギー、食糧品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する施策として、国が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設し、住民税非課税世帯等へ7万円の給付及び地方においても地域の実情に応じた、きめ細やかに物価高騰に対応した支援を進めることとされたところであります。

町と致しましても、冬場を迎え、先が見えない物価高騰等が町民の皆様に影響を及ぼすものとして、その影響を緩和するための費用の計上であります。

それでは議案に基づきご説明申し上げます。令和5年度松前町の一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8千611万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7千749万4千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。8ページをご覧ください。

3. 歳出です。3款1項1目社会福祉総務費で、1億1千162万5千円の追加計上です。10節から18節に計上する物価高騰等対策住民税非課税世帯等に対する物価高騰等対策給付金給付の合計で、1億1千162万5千円計上です。これは、先ほど説明申し上げました国の物価高騰対策で、住民税非課税世帯1千560世帯及び予期せずに家計が急変し、住民税均等割が非課税世帯と同様であると認められる世帯10世帯の、合計1千570世帯を想定し、1世帯あたり7万円を給付するもので、給付金1億990万円、事務費172万5千円を計上したところであります。なお、参考資料として、29ページに住民税非課税世帯等に対する物価高騰等対策給付金給付事業(追加分)の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

9ページです。6款1項3目畜産業費で、600万円の追加計上です。18節物価高騰等対策配合飼料価格高騰対策事業支援金で、600万円の計上です。これは、先ほど説明申し上げました国の物価高騰等対策で、世界情勢等により、穀物等の飼料原料価格の上昇により、配合飼料価格が高騰し、畜産農家の経営が悪化していることから、配合飼料の購入に対し、1トンあたり3万円を給付し、経営の安定と事業の継続を支援するものであります。なお、参考資料として、30ページに配合飼料価格高騰対策事業支援金給付事業の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

10ページです。7款1項1目商工振興費で、6千628万5千円の追加計上です。18節物価高騰対策生活支援さくら商品券発行事業補助金で、6千628万5千円の計上です。これは、先ほど説明申し上げました国の物価高騰等対策で、国による非課税世帯等への7万円支給に該当しない世帯、いわゆる課税世帯に1世帯あたり3万円分のさくら商品券を配布するもので、松前商工会に対し、補助するものであります。なお、参考資料として、31ページに生活支援さくら商品券発行事業補助金の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

11ページです。13款1項1目職員給与費で、220万円の追加計上です。3節職員手当等で、220万円の計上です。これは、住民税非課税世帯等に対する物価高騰等対策給付金給付に係る職員時間外勤務手当200万円、会計年度任用職員時間外勤務手当20万円の計上です。また、附表として給与費明細書を12ページから25ページに添付して

おりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧願います。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、6千667万4千円の追加計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による計上です。

7ページです。14款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、1億1千943万6千円の追加計上です。これは、いずれも歳出で計上しております説明欄の各種事業費及び事務費に対する国庫補助金の計上です。

以上が歳入です。2ページをご覧願います。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額67億9千138万4千円に、補正額1億8千611万円を追加し、補正後の額を69億7千749万4千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額1億8千611万円を追加し、補正後の額を69億7千749万4千円にするものでございます。

以上で議案第90号、令和5年度松前町一般会計補正予算(第6回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第90号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第4号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第28、発議案第4号、松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 発議案第4号、松前町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本議案につきましては、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。

下段の説明欄になります。本改正案につきましては、令和5年3月に策定した松前町脱炭素ロードマップに基づいた取り組みを本格的に推進するため、現行の政策財政課内の脱炭素再エネ推進係を同課から独立させ、新たに脱炭素推進課を設置するため、松前町課設置条例の一部を改正する条例を制定することに伴い、本条例についても、その一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、第2条第1号中の政策財政課の次に、「脱炭素推進課」を加えるものであります。

附則と致しまして、この条例は令和6年1月1日から施行しようとするものであります。

以上が、発議案第4号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

発議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書
について

○議長(伊藤幸司君) 日程第29、意見書案第8号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務経済常任委員会委員長飯田幸仁君。

○総務経済常任委員会委員長(飯田幸仁君) 意見書案第8号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)を求める意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおりであります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎所管事務視察調査報告について

○議長(伊藤幸司君) 日程第30、所管事務視察調査報告についてを議題と致します。

議会運営委員会から、所管事務視察調査報告書の提出がありましたので、報告者を求めます。議会運営委員会委員長沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 所管事務視察調査報告について。

本委員会は、閉会中の所管事務視察調査を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり所管事務視察調査報告書を提出致します。

1の調査事項、調査年月日、視察先、視察参加者及び2の視察調査内容については、記載のとおりであります。

3、所見。

(1) 議会運営について。

美咲町議会においては、議会活性化特別委員会を設置して、様々な取り組みを進めており、特に持続可能な開発目標(SDGs)を意識した取り組みが顕著であることから、令和4年には全国町村議会議長会から特別表彰を受けた。

平成24年に策定した議会基本条例制定に合わせ、住民に開かれた議会を目指し、議会報告会及び意見交換会を実施してきており、新型コロナウイルス感染症拡大により開催できない場合にはアンケート調査を実施するなど、できるだけ多くの人に意見を吸い上げるよう工夫していた。その他にも、大規模災害発生時において議会の機能を停止することなく議会運営ができるよう、災害時での議会の責務を明記した美咲町議会業務継続計画(議会BCP)策定や、議会タブレット導入によるペーパーレス会議やオンライン委員会の実施、美作大学生と政策提言に繋げるための事例発表及び意見交換会の実施、インスタグラムやYouTubeによる本会議等の配信など、議会、議員の活動の活性化と充実のために必要と思われる取り組みを行っていた。

当町議会においても、多くの町民が議会に関心を持ってもらえるよう、SNSを活用した積極的な情報発信の必要性など、美咲町議会の活動を参考にして検討するとともに、議員一人一人の資質向上を図りながら、当町議会に相応しい議会運営に努めていくことが必要である。

(2) 議会だよりの編集について。

大山町議会においては、全国町村議会議長会による町村議会広報コンクール(以下「コンクール」という。)で、平成24年度及び平成26年度から平成28年度にかけて「優秀賞」を、令和3年度には「奨励賞」を、令和4年度には「優良賞」をそれぞれ受賞し表彰されている。議会だよりの編集にあたって、平成17年の町村合併後の初議会において、議会広報調査特別委員会を設置していたが、平成24年度のコンクール優秀賞受賞を契機に、平成25年3月に大山町議会委員会条例を改正し、広報常任委員会を改組していた。

編集内容としては、写真やイラストを多用して、文書を簡潔するなどして細部までに工夫を凝らしていることが伝わってくるような紙面となっていた。また、編集作業においても、委員全員で役割を分担しており、特集記事等の取材を委員自ら行い、入稿や初稿の際には、委員が直接印刷業者とデザイン等の打ち合わせを行うなど、ほとんどの作業において委員主体で行っていた。

また、美咲町議会においても、コンクールで平成21年度及び平成27年度に「奨励賞」を、令和元年度に「優良賞」をそれぞれ受賞し表彰されている。編集にあたっては、現在、議会広報調査特別委員会を設置し、その委員には、議員のうち意欲あるもの6名を選任して職務を遂行しているが、今後においては常任委員会として設置するかどうか、検討しているところである。編集内容については、議会のコンセプトを持ちながら町民に取材を行い、町民の声を積極的に掲載することによって、読者の拡大も視野に取り組んでおり、編集作業においても、掲載内容ごとに編集担当を決めるなど役割分担を行っている。

当町議会としても、議会だよりの内容等については、議会モニターの意見を参考としな

がら進めてきているが、今後においても、視察した両町議会の取り組みを参考にし、町民の顔が見えるテーマも取り入れることを検討するとともに、更に町民が手に取り、読んでもらえるような魅力ある紙面づくりとなるよう進めていく必要がある。また、現在議会運営委員会の内部組織である議会だより編集委員会を独立した委員会に分離することにより、視察した両町議会と同様に意欲ある議員を委員に選任し、委員主導による紙面づくりを行うことで編集内容の充実を図れることから、その体制づくりに向け、今後検討していく必要がある。

以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済と致します。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(伊藤幸司君) 日程第31、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長から、議会運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中所管事務調査したい旨の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を承認することに決定しました。

◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

○議長(伊藤幸司君) 日程第32、閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会を代表して正副議長、議員が出席を要する諸行事、慶弔、会議、陳情等について、議会の承認を得て正副議長、議員を出張させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今お諮りのとおり承認することに決定しました。

なお、出席議員については、その都度、議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎会期中閉会の議決

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

今期定例会の会期は12月12日までとなっておりますが、提出された全ての案件が議了致しましたので、これをもって閉会致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、令和5年松前町議会第4回定例会は、これをもって閉会することに決定致しました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) これをもって令和5年松前町議会第4回定例会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午後 4時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 近 江 武

署名議員 梶 谷 康 介